

官報号外

平成十一年八月九日

○第一百四十五回 参議院会議録第四十三号

平成十一年八月九日(月曜日)
午後三時十六分開議

○議事日程 第四十三号

午後一時開議

第一 商法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

(衆議院)

○本日の会議に付した事件

一、子どもも読書年に関する決議案(村上正邦君)

外十一名発議(委員会審査省略要求事件)

一、日程第一及び第一

二、国旗及び国歌に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、自衛隊員倫理法案(衆議院提出)

一、国家公務員倫理法案(衆議院提出)

○議長(斎藤十朗君) 開議に先立ち、広島並びに長崎において原爆の犠牲となられた多くの方々のみたまに對し、心から御冥福をお祈り申し上げます。

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

平成十一年八月九日 参議院会議録第四十三号

議事日程追加の件 子ども読書年に関する決議案

く続いているのも現実の姿と言わねばならない。「子どものための世界サミット」における国連の誓いを結実させるためには、国際間のさらなる努力が必要である。

先進国でもモノの豊かさに心の成長が追い付かず、わが国も校内暴力、いじめ、衝動的行動、薬物汚染など子どもたちの悲惨な事件が相次いでいる。こうした、「子どもたちの乾いた心に潤いを取り戻すことは、今日差し迫った課題である。

われわれは、二十世紀の反省と教訓の上に立って、新しい世紀を担う地球上のすべての子どもたちに、人権を尊重し、恒久平和の実現と繁栄に努め、伝統的な文化遺産を継承することを託さなければならぬ。

その第一歩として、わが国は世界にさきがけ、平成十二年、西暦二〇〇〇年の「こどもの日」の五月五日、質も量も世界で最大規模の蔵書と読書環境を整え、内外情報の収集と発信のできる国際子ども図書館を開館することになった。

読書は、子どもたちの言葉、感性、情緒、表現力、創造力を啓発するとともに、人としてよりよく生きる力を育み、人生をより味わい深い豊かなものとしていくために欠くことのできないものである。

本院は、この読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもたちの読書活動を国を挙げて応援するため、平成十二年、西暦二〇〇〇年を「子ども読書年」とすることとする。

子どもも読書年に関する決議案

以上であります。

皆様におかれましては、何分趣旨を御理解の上、広く御賛同を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。(拍手)

右決議する。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしま

す。

本決議案の賛否について、投票ボタンをお押し

願います。

○議長(斎藤十朗君) [投票開始] 間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたします。

[投票終了]

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

[投票終了]

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

官 報 (号 外)

関係 指導要録等における児童生徒の評価の取り扱い、教職員に対する職務命令のあり方等であります。が、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、民主党・新緑風会を代表して江田理事より、題名を「国旗法」とし、国歌に関する規定を削除すること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共产党

を代表して阿部委員より原案及び修正案に反対、参議院の会の山崎委員より原案に賛成、修正案に反対、社会民主党・護憲連合を代表して山本委員より原案及び修正案に反対の意見が述べられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
本件は終局し、我がの結果、修正案に賛成し要をもつて否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(斎藤朗助君) 本案に対し、峰崎直樹君以外一名から、成規の賛成者を得て、修正案が提出されております。

この際、修正案の趣旨説明を求めます。峰崎直

議案は本文末尾に掲載

○峰崎画樹君 私は、民主党・新緑風会を代表し、ただいま議題となつております国旗及び国歌に関する法律案に対する修正案の趣旨を御説明いたします。

第一に、法案名を「国旗法」といたします。

第二に、国旗に関する規定中、「日章旗とする」とあるのを、「日章旗である」と改めます。

第三に、国歌に関する規定を削除します。

以上が修正案の内容の概要です。

次に、その理由を述べます。

ます、国旗については、政府案で第一条で、「国旗は、日章旗とする。」としていますが、從来から政府自身も、国旗は日の丸であるということことは慣習ないし慣行として定着していると答弁しているところであります。そのような長年の慣行を法制化するのであれば、創設的な意味を持たせる場合に用いる「とする」という表現よりも、一定の事実について述べる場合に用いる「である」という表現を用いた方が適切と考えます。よって、本修正案において、国旗に関する規定中、「日章旗とする」とあるのを、「日章旗である」と修正します。

次に、国歌に関する規定の削除についてです。が、政府は一貫して国旗と国歌をセットにして考えておりますが、以下の理由により、両者を分離して考えることとしました。

国旗は国家を象徴する標識であり、船舶に旗を掲げるなどの国際慣例に見られるように、制度的な側面が強いものです。現実上、航行の際、国旗がなければ船舶が不利益をこうむる可能性が高いと言えます。他国においても、不文法主義のイギリス以外のほとんどの国では、国旗について憲法、法律で規定されています。

一方、国歌については慣習による国が多数あります。これは、国歌が專ら儀式的な要素が強いこと、国旗と異なり、齊唱という作為の動作が要求されることから、法制化には慎重であるべきなどの理由が考えられます。

さらに、君が代は、日の丸とは異なり、法制化について国民の間にコンセンサスが得られてはおらず、広く定着しているとは言えません。この理由としては、君が代の「君」の政府解釈に対して違和感を持つ国民が多數いること、君が代が戦前、天皇崇拜の歌として用いられてきたという君が代の歴史に対するこだわり、歌詞のわかりにくさなどが指摘できます。

このような解決されていない多くの問題を抱える君が代をこの時期に法制化するのは拙速過ぎる

ます、国旗については、政府案で第一条で、「国旗は、日章旗とする。」としていますが、従来から政府自身も、国旗は日の丸であるということとは慣習ないし慣行として定着していると答弁しているところであります。そのような長年の慣行を法制化するのであれば、創設的な意味を持たせる場合に用いる「とする」という表現よりも、一定の事実について述べる場合に用いる「である」という表現を用いた方が適切と考えます。よって、本修正案において、国旗に関する規定中、「日章旗とする」とあるのを、「日章旗である」と修正します。

次に、国歌に関する規定の削除についてですが、政府は一貫して「国旗と国歌をセットにして考えておりますが、以下の理由により、両者を分離して考えることとしました。

国旗は国家を象徴する標識であり、船舶に旗を掲げるなどの国際慣例に見られるように、制度的

な側面が強いのです。現実上、航行の際、国旗がなければ船舶が不利益をこうむる可能性が高いと言えます。他国においても、不文法主義のイギリス以外のほとんどの国では、国旗について憲法、法律で規定されております。

一方、国歌については慣習による国が多数あります。これは、国歌が専ら儀式的な要素が強いこと、国旗と異なり、齐唱という作前の動作が要求

と言えます。天皇主義の時代に用いられた君が代ばかりと否定し、現憲法における国民主権下での象徴天皇制を積極的に位置づけるためにも、国民の間での一層の議論が必要とされています。

不幸な歴史を引き起こした戦前の天皇制をさっぱりと否定し、現憲法における国民主権下での象徴天皇制を積極的に位置づけるためにも、国民の間での一層の議論が必要とされています。

日の丸が過去においてアジアに対する侵略の象徴であった事実があります。さらに沖縄からの声も含め、つらく悲しい存在であったことも決して忘れてはならないことです。しかし、国旗が国際制度上不可欠なものであるなら、この際、私は、こういったマイナスの過去を踏まえて、日本は日の丸を国旗と定めるべきだと考えます。

過去を直視し、それを戒めとして、誇りに思える日本の未来を切り開いていくという日本国民の意思を日の丸の法制化に託したいと思います。

以上が本修正案の概要とその提案理由であります。

各会派の御賛同をお願い申し上げ、修正案の趣旨説明を終わります。(拍手)

○議長(鶴藤千鶴君) 討論の通告がござります。順次発言を許します。溝手顕正君。

(溝手顕正君登壇、拍手)

○溝手顕正君 私は、自由民主党及び自由党を代表して、ただいま議題となつております国旗及び国歌に関する法律案に賛成し、民主党提出の修正案に反対の立場から討論をいたします。

まず第一に、我が国の国旗日の丸、国歌君が代は国民の間に広く深く定着しており、二十一世紀を目指すに控えた現在、その法制化を実現することはまさに時に時宜を得たものと高く評価されるものです。

歴史をひもときますと、日の丸あるいは君が代は一千年以上も前にその起源を持ち、歴史、文化、伝統を反映し、長きにわたり国民各層に親しきはまことに時宜を得たものと高く評価されるものです。

象徴する世界に冠たる国旗であります。また、君が代は祖先が歌い継いできた祝賀の一大国民歌謡であると言えます。

近年、国際交流が盛んになるにつれ、さまざまなかな国際会議や、オリエンピック、ワールドカップサッカーなどスポーツの祭典において、日の丸・君が代は内外にあまねく認知されてきました。日選手と観客が一体化し、我々は日本人であることの喜びを本能的に感じ取るのであります。

賛成の第二は、法制化が教育現場の秩序を回復する効果があると判断するからであります。

参議院自由民主党では、ことしの四月に広島県に調査団を派遣し、教育に携わる関係者と広く意見を交換いたしました。そうした中、関係者からは、ぜひとも国旗・国歌の法制化を実現してほしいと強い要請を受けたのであります。

広島県では、教育現場の混乱からとうとい命が失われるという痛ましい事件が相次いでおり、今後二度とこのようなことを繰り返してはなりません。法制化によって教育現場に秩序を回復させ、学校の機能が本来の正常な姿になることを期待いたします。

さらに、国際化が今後一段と進展するからこそ、国旗・国歌の法制化が必要であると主張いたしたいと思います。

将来ますます日本が国際化していく中で、社会の一員として国際ルールを守り、また役割を十分に果たしていくなくてはなりません。そのためには、当然のこととして、国際的問題、世界各国の国内事情への理解を深めることが求められます。こうした国際人としての知識・教養とともに重要なことは、日本人が他国の国旗・国歌に対しても敬意を払う心を持つて臨むことであります。

このように、教養と倫理を兼ね備えることが国際人の前提条件であり、それが国際社会で尊敬されることにつながると言えます。法制化は、日本人としての誇り、アイデンティティーの再確認に

官報(号外)

法に関し、参議院の会員議員のお許しを得て、原案賛成の立場から討論をいたします。

民主党修正案は、原案と二者択一をとらざるを得ぬ現状では、残念ながら賛成はできかねます。

当初、私は、この法案につきどちらかといふ消極的な気持ちを持っておりました。まあ反対はできないが、何を今さら法定化するのかといった気持ちが強かつたからであります。

むしろ、法案の中に日の丸の色を赤色ではなく

紅色であるのを見て、違和感すら覚えました。

確かに、一般的に流布されている日章旗の色自体は

紅かもしれません。しかし、紅色は広く赤色の系

統に含まれるものですが、逆に、赤色は赤色系全

体を示すことはできません。何より広く国民に浸

透している赤のイメージを覆すものであり、同僚

議員が異例にも特別委員会で独唱した「白地に赤

く」との歌詞は、正確には間違いということにな

なってしまいます。

そして何より、敗戦後、憲法を押しつけたアメ

リカですら、いわば手が出なかつた日の丸と君が

代を実定法化する意味がいま一つ判然としなかつ

たからであります。政府の説明のごとく、いわゆ

る慣習法化されていればその方が自然と思えたか

らであります。実定法化により政治的状況の変化

でいつでも変更できる形にする方がむしろ問題と

も考えました。

しかしながら、審議を通じ、反対の立場をとる議員、公述人等の考え方を聞くうち、本法案に積極的賛成の立場となり、ここに賛成の討論に立つに至りました。

以下、その理由を述べさせていただきます。

賛成する理由は、第一に、明治憲法下の戦前はもちろん、現憲法の今まで、国旗は日の丸の國歌は君が代以外になかったという事実があります。新憲法施行後も、それを認めるか否かを問わず、日本の国旗・国歌という場合、念頭にあるのは日章旗日の丸と君が代以外にはないとすることはほとんどの方が同意していただけることと

思います。そして、それ自体のよしさはともかく、ある人間集団、国家を示す人工的象徴として、目で見る視覚的には国旗、耳で聞く聴覚的には国歌があるということは国際的にもほぼ例外なく認められているところであります。

すなわち、目に国旗・国歌があるのは当然、そしてさらに、現在新たに国旗・国歌を制定し直す、こういう状況下にあるかどうかを考えると

き、国歌は君が代、国旗は日章旗とするのが至当

とするのは自然と思えるからであります。

そこで、現時点での法制化についてはどうする

か、そこだけが問題ですが、そこで政府の提案

理由は、同僚議員周知のことと思い、ここであえて論じたいとは思いません。むしろ、この件に関して私が感じたのは、審議を通じての反対論への違和感であります。

反対論の考えでまず感じたことは、国旗・国歌という制度 자체を認めないのか、国旗・国歌の制度は認めるが、日の丸と君が代はそれと認めない

し、それを実定法化するのはとんでもないとい

うのか、あるいは慣習法的に現状は認めるが、それ

は改めて新しい国旗ないし国歌を制定すべきとい

うのか、日の丸・君が代でよいが、今この時点で

実定法化するのは問題だというのか、そういうた

めに残っている印象に残つておるのであります。

もう一點つけ加えれば、慣習法的に日の丸・君

が代を認めた上で新国旗・新国歌をという論は反対論の中にほとんど感じられなかつたのであります。

しかし、そうした日の丸・君が代を国旗・国歌

として認めないのであれば、国旗・国歌なしのユ

ニーカな国家観、世界観を現在の国際社会の中で

どう主張していくのか、あるいは新たな日本にふさわしい国旗・国歌を制定すべしという国民の運動はどこにあったのか、また、してきたのか、ま

ず国民の前に明らかにすべきということであります。そして、何より戦後あるいはサンフランシスコ講和条約締結後五十年前にわたり国旗・国歌なしの日本国を続けてきたことへの説明をまず国民の前に明らかにすべきだと思いました。

反対論に感じたのは、国旗・国歌の持つ魔性を説き、特に我が国における理性を失つた歴史への、不幸な時代への反省不足に対する危機感、あるいは教育現場における扱いの不安の主張の強さがありました。その中には確かに情を同じくした

い主張もありました。

しかし、その考え方をこの立法府の場で見ると

き、教育現場の問題は法律の問題というより文部省管轄の教育行政の問題であり、政権の中に入り、ましてや閣議を主宰したことのある政党に所

属した人々の主張としてあることは奇異にすら感

じました。

また、歴史認識と言つならば、中等教育、少な

くとも義務教育の現場においては将来の個々の判断のもととなる基礎知識を修めるべきところは

ずであります。そうした視点が反対論に欠けてい

るのでは、少なくとも私はそう感じられたので

あります。

戦前の歴史あるいは戦争への反省不足を説くと

きに、その象徴として国旗や国歌を対象とするな

ら、何ゆえ新憲法が日本の国名を残し、天皇制を

維持したのかをまず問題にしなければならないと

思います。

特に、現憲法を守れと言いながら、現行の国旗

を、国歌を認めないという声高な主張に、私は何

がしかの違和感、下品な言葉遣いをお許しいただ

けるならばうさん臭さを感じてしましました。

戦後は一貫して、みずから思い描く政治が行

われてこなかつた、そうした政治を国民が選んで

こなかつたと感じている人々が、その不満のツケ

をそれ自体罪なき日の丸・君が代に押しつけてき

ていると言えば言い過ぎになるでしょうか。

私にとって、その感覚が現時点における日の丸・君が代の法制化に賛成する大きな動機づけになりました。

言葉をかえれば、そして何より申し上げたいことは、もし仮に本法案が否決された場合、それは単に慣習法としての日の丸・君が代を葬り去るだけではなく、我が国が新憲法制定後半世紀以上にわたり、視覚的、聴覚的に国民統合の象徴である国旗・国歌なき国であり続けたということを内外に宣明することにほかなりません。

先年物故された作家、司馬遼太郎氏は、「この

国のかたち」ということを重視し、著述されてま

いました。その国の形という言葉をかりれば、

私は、こうした国旗・国歌なき国の形を、我々國民が何の積極的対応もせず、平然と半世紀以上に

わたり続けているという考え方であります。

先年物故された作家、司馬遼太郎氏は、「この

国のかたち」ということを重視し、著述されてま

いました。その国の形という言葉をかりれば、

私は、こうした国旗・国歌なき国の形を、我々國民が何の積極的対応もせず、平然と半世紀以上に

わたり続けているという考え方であります。

しかし、その考え方をこの立法府の場で見ると

き、教育現場の問題は法律の問題というより文部

省管轄の教育行政の問題であり、政権の中に入

り、ましてや閣議を主宰したことのある政党に所

属した人々の主張としてあることは奇異にすら感

じました。

また、歴史認識と言つならば、中等教育、少な

くとも義務教育の現場においては将来の個々の判

断のもととなる基礎知識を修めるべきところは

ずであります。そうした視点が反対論に欠けてい

るのでは、少なくとも私はそう感じられたので

あります。

戦前の歴史あるいは戦争への反省不足を説くと

きに、その象徴として国旗や国歌を対象とするな

ら、何ゆえ新憲法が日本の国名を残し、天皇制を

維持したのかをまず問題にしなければならないと

思います。

特に、現憲法を守れと言いながら、現行の国旗

を、国歌を認めないという声高な主張に、私は何

がしかの違和感、下品な言葉遣いをお許しいただ

けるならばうさん臭さを感じてしましました。

戦後は一貫して、みずから思い描く政治が行

われてこなかつた、そうした政治を国民が選んで

こなかつたと感じている人々が、その不満のツケ

をそれ自体罪なき日の丸・君が代に押しつけてき

ていると言えば言い過ぎになるでしょうか。

○山本正和君 私は、国旗及び国歌に関する法律案に反対の立場から討論いたしました。

国旗や国歌は本来、すべての国民がその旗を掲

げ、喜んで歌えるものであるべきであります。ま

た、旗や歌は国民の誇りとしてその由来と意味を

含めて国民に大切にされるべきであります。私

は、我が国にこの意味における国旗や国歌がどう

しても必要だと思います。

一九四五年八月、アメリカの圧倒的な軍事力に

官報(号外)

より我が國は敗れました。そして人類に対する犯罪とも言える原子爆弾により、広島で二十万人、長崎で十万人と言われる人々が命を落としました。大日本帝国は国土の荒廃の中で全面降伏を行ったのです。

アメリカ軍を中心とした連合軍の占領下では、日の丸・君が代は掲げることも歌うことも許されていませんでした。マッカーサーにより日の丸の掲揚が全面的に認められたのは一九四九年のことでありましたが、君が代については触れられていません。一部の人々が軍国日本をしのんで日の丸・君が代の復活を主張していた事実を除いて、国民の多くは日の丸も君が代も掲げたり歌ったりしようとしていたのです。(発言する者多し) 知る者多し) 知らない者は黙って聞きなさい。

日の丸は、古くから日本國の、その「日本の」と呼ばれる言葉とともに……(発言する者多し) 知らないことは黙って聞きなさい。お日様すなわち太陽を意味するものとして國のしるしとして使われていた事実があります。

君が代はしかしながら、古来の和歌であり、国歌としての位置づけは明治政府のもとで天皇主権をたたえるものとして制定されたのであります。日本国民は、天皇の臣民として一たん緩急あれば一身、一命をささげるものとして天皇の御代の永久を祈つて歌うものとされたのであります。政府が新しい解釈を示していますが、明治・大正・昭和二十年八月までに歌われた歌は全く異質の意味を持つていたのであります。

戦争で多くの国民が命を失いました。戦いに敗れ自決する前に君が代を歌い天皇陛下万歳を唱えた多くの軍人や、サイパン、硫黄島などで戦争に巻き込まれ自決をした多くの民間人も君が代を歌つて最期を遂げたとされています。

小さな島国日本がその軍事力を誇れたのは天皇への忠誠のために一命をなげうつという皇国思想があつたからであり、君が代はそのために不可欠のものだったのであります。

また、我が國の男子は、成人前にすべてが兵役の義務により徵兵検査を受け軍人勅諭や戦陣訓により天皇の命あらば身命をなげうつための教育が行われていたのです。もちろん、これは天皇の御意思とは言えません。天皇の御威儀と称し天皇の御名を使って国民を総動員した時の軍部と政府の統治のための手段だったのです。大日本帝国議会で尾崎聖堂先生が、「玉座をもつて胸壁となし、詔勅をもつて彈丸にかえて」と時の政府を彈劾したことがありました。

天皇の命という言葉を使って言論を封じ、戦争への道を突き進んだものと言わなければなりません。君が代が日本の軍國化と国民支配のために使われた事実は何人も否定できません。いたいけな小学生の子供に、直立不動で少しでも体が傾いたら厳しい体罰を加え君が代を齊唱させた歴史は拭うことができません。(全然頭が進歩していないね) その他発言する者多し) 戦争を知らない者は黙っている。(発言する者多し)

戦争は人が人間でなくなる行為を生み出すのです。我が國の軍が行った南京大虐殺を始めとする行為、そしてアメリカが行った広島・長崎の原爆投下、一九四五五年三月十日の東京下町十万人の皆殺し焼夷弾攻撃、沖縄における地上戦など、老人も女も子供も病人も顧みない大虐殺がそれであります。我が國はかかる行為を二度と行わないことを憲法のもとに誓つたのです。日の丸・君が代にはこの戦争の記憶が刻み込まれているのであります。あわせて、日韓併合時の朝鮮人と日本軍占領下の東南アジアの人々に対する日の丸・君が代の強制は大日本帝国のアジア支配の暗い影となっています。あわせて、日韓併合時の朝鮮人と日本軍占領下の東南アジアの人々に対する日の丸・君が代の強制は大日本帝国のアジア支配の暗い影となっています。

今日、政府がどのような解釈をしようとも君が代の歌は軍国日本とともにあったのです。私どもの世代にとっては君が代は天皇陛下の万歳を歌う歌であり、一たん緩急あるときは身命を天皇にささげる思いを込めた歌なのであります。また、国旗・国歌を小中高の入学式、卒業式で掲揚し齊唱させる旨の文部省の学習指導要領は、国旗・国歌の意味、由来については全く十分な説明にとどめ、ひたすら……(発言する者多し) 議長、演説妨害だ、これは。(発言する者多し) 議長(斎藤十朗君) 山本君、発言者は不規則発言をしないでください。

○山本正和君(続) 国旗・国歌を小中高の入学式、卒業式で掲揚し齊唱させる旨の文部省の学習指導要領は、国旗・国歌の意味についてではなくて、その他の発言する者多し) 我が國が誇りを持って掲げ歌える国旗・国歌を強制するものとなっています。児童生徒に国旗・国歌についての意義を教えるとするならば、当然その由来、歴史、また国際的な関係についても納得のいく説明がされるべきであります。

で掲揚し齊唱させる旨の文部省の学習指導要領は……(発言する者多し) 何も知らない者は黙つていいなさい。(発言する者多し) 文部省の学習指導要領は、国旗・国歌の意味、由来については全く不十分な説明にとどめ、ひたすら……(発言する者多し) 議長、演説妨害だ、これは。(発言する者多し) 議長(斎藤十朗君) 山本君、発言者は不規則発言をしないでください。

○山本正和君(続) 議長、不規則発言をやめさせてください。演説ができない。

○議長(斎藤十朗君) 御静粛に願います。

○山本正和君(続) 国旗・国歌を小中高の入学式、卒業式で掲揚し齊唱させる旨の文部省の学習指導要領は、国旗・国歌の意味についてではなくて、その他の発言する者多し) 我が國が誇りを持って掲げ歌える国旗・国歌を強制するものとなっています。児童生徒に国旗・国歌についての意義を教えるとするならば、当然その由来、歴史、また国際的な関係についても納得のいく説明がされるべきであります。

本当に国民が誇りを持って掲げ歌える国旗・国歌の制定を強く願って、私の討論を終わります。

○議長(斎藤十朗君) これにて討論は終局いたしました。

ただいま理事事が協議中でございます。しばらくお待ちください。

ただいまの山本君の発言中の態度につきまして、問題があれば議長として注意いたします。

○議長(斎藤十朗君) これにて討論は終局いたしました。

ただいま理事事が協議中でございます。しばらくお待ちください。

ただいまの山本君の発言中の態度につきまして、問題があれば議長として注意いたします。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

まず、蜂崎直樹君外一名提出の修正案の採決をいたします。

本修正案の賛否について、投票ボタンをお押してください。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

まず、蜂崎直樹君外一名提出の修正案の採決をいたします。

本修正案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたしました。

ます。——これにて投票を終了いたします。

○議長(斎藤十朗君) [投票終了] いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

す。

投票総数 一百三十九

賛成 五十四

反対 百八十五

よって、本修正案は否決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(高橋十朗君) 次に、原案の採決をいたしました。

木家の養育費は二いて 投票ボタンを本押し願い
ます。 [投票開始]

○議長（斎藤十朗君）投票結果を報告いたします。
す。

賛成	二百三十七
反対	一百六十六
よって、本案は可決されました。(拍手)	七十一

○議長(斎藤十朗君)　これにて休憩いたします。
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

午後四時二十六分休憩

官 報 (号 外)

○河本英典君登壇、拍手）
〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

（河本英典君登壇、拍手）

○議長（斎藤一朗君） 御異議ないと認めます。
　　また、委員長の報告を求めます。外交・防衛委
員長河本英典君。

「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（斎藤一朗君） 御異議ないと認めます。
　　また、委員長の報告を求めます。外交・防衛委
員長河本英典君。

（河本英典君登壇、拍手）

○白衛隊員倫理法案（衆議院提出）を議題とする
　　と御異議ございませんか。

員倫理法案につきまして、外交・防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○議長（斎藤十朗君）この際、日程に追加して、
国家公務員倫理法案（衆議院提出）を議題とする

以上、御謹申じ上ります。(詰手)

○議長(高橋十朗君) これより採決をいたしま

す。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願い

ます。

○議長（斎藤十朗君）問もなく投票を終了いたしました。――それで投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（遠藤十郎君）投票の結果を報告いたします。

投票總數
贊成
二百四十一

反対 よつて、本案は全会一致をもつて可決されまし

た。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) これにて休憩いたします。

午後七時十八分休憩

卷之三

出席者は左のとおり。

議長 斎藤十朗君
副議長 菅野久光君

議員
弘友 和夫君
魚住裕一郎君

鶴保庸介君
吉本庄太郎
度刃孝明君

福本潤一君
著不見入澤肇君

〔河本英典君登壇、拍手〕
○河本英典君　ただいま議題となりました自衛隊

平成十一年八月九日 参議院会議録第四十三号

議長の報告事項

水野	誠一君	博師君
高野	益田	
岡野	月原	茂皓君
有馬	替川	健二君
朗人君	但馬	久美君
	荒木	清寛君
	戸田	邦司君
	堂本	暁子君
	風間	相君
	森本	晃司君
	泉	信也君
田名部匡省君	統	
	森本	
	風間	
	泉	
	森本	
	高野	
	益田	
	水野	
水野	誠一君	博師君
高野	益田	
岡野	月原	茂皓君
有馬	替川	健二君
朗人君	但馬	久美君
	荒木	清寛君
	戸田	邦司君
	堂本	暁子君
	風間	相君
	森本	晃司君
	泉	信也君
田名部匡省君	統	
	森本	
	風間	
	泉	
	森本	
	高野	
	益田	
	水野	

真鍋	加藤	修一君
西田	高橋	令則君
溝手	奥村	展三君
若林	海野	義孝君
須藤良太郎君	山下	栄一君
吉宏君	平野	貞夫君
石渡	松岡	滿壽男君
上杉	日笠	勝之君
光弘君	木庭健太郎君	
賢二君	田村	秀昭君
	椎名	素夫君
	浜田卓二郎君	
	浜四津敏子君	
	鶴岡	洋君
	星野	朋市君
	脇	雅史君
	北岡	秀二君
	中島	眞人君
	久野	恒一君
	斎藤	滋宣君
	佐々木知子君	
	岩城	光英君
	市川	一朗君
	長峯	政二君
	上野	直君
	鈴木	
	田浦	
	當田	
	享詳君	
	基君	
	公成君	
	邦茂君	
	海老原義彦君	

伊藤	基隆君	坂野	陣内
和田	洋子君	青木	孝經君
平田	俊久君	保坂	秀久君
松崎	良充君	仲道	重信君
小川	敏夫君	森下	三成君
高嶋	浅尾慶一郎君	大野つや子君	俊哉君
中村	敦夫君	平田耕一君	幹雄君
竹山	正邦君	橋本	裕君
久世	裕君	鈴木	正俊君
村上	公堯君	森山	博之君
野間	哲朗君	三浦	一水君
狩野	片山虎之助君	大野	つや子君
	松谷蒼一郎君	森下	裕君
	安君	阿部	仲道
	赳君	坂野	青木
	慶久君	保坂	伊藤

井上	吉川	芳男君	吉夫君
中曾根弘文君	龜谷	博昭君	
前川	小山	孝雄君	
大山	水島	秀善君	
日出	森田	英輔君	
谷川	中原	次夫君	
内山	松村	芳正君	
水島	塙崎	龍一君	
日出	畠崎	恭久君	
龜谷	長谷川道郎君		
吉川	加藤		
中曾根弘文君	山崎		
前川	畠崎		
大山	利定君		
日出	紀文君		
龜谷	正昭君		
吉川	服部三男雄君		
中曾根弘文君	鴻池祥齋君		
前川	清水嘉与子君		
大山	河本英典君		
日出	南野知恵子君		
龜谷	石井道子君		
吉川	木俣佳丈君		
中曾根弘文君	佐藤正光君		
前川	内藤充君		
大山	野沢太三君		
日出	鹿熊安正君		
龜谷	谷林雄平君		
吉川	藤井俊君		
中曾根弘文君	本田良一君		
前川	齋藤俊君		
大山	朝日俊弘君		
日出	忠夫君		
龜谷	峰男君		

元君	直嶋	江本	小林	今井	岡崎トミ子君	孟紀君	昭君	幸子君	東君	元君
敬義君	英夫君	敦君	忠義君	和歌子君	芳生君	正和君	山本	市田	橋本	根原
敬義君	英夫君	敦君	忠義君	和歌子君	芳生君	正和君	山本	市田	橋本	根原
敬義君	英夫君	敦君	忠義君	和歌子君	芳生君	正和君	山本	市田	橋本	根原
元君	直嶋	江本	小林	今井	岡崎トミ子君	孟紀君	昭君	幸子君	東君	元君

石田峰崎堀長谷川利和君直樹君
佐藤寺崎昭久君泰介君
萬科笛野滿治君治山下八洲夫君
吉田千葉景子君義一君
本岡小池貞子君昭次君
島袋福島瑞穂君之久君
吉田角田晃君
大脳小泉瑞穂君
富澤石井宗康君
谷本佐藤親司君
繩方井上一二君
須藤雅子君道夫君
美代君
三重野栄子君練三君
吉岡竹村癡君
松前林進君
渕上泰子君
吉川靖夫君
立木幹幸君
筆坂紀子君
村沢秀世君
洋君牧君

議長の報告事項
去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員

官 報 (号 外)

平成十一年八月九日 参議院会議録第四十三号
議長の報告事項 子ども読書年に関する決議案

菅川 健一 石井 一二

参議院議長 斎藤 十朗殿

子ども読書年に関する決議

国際連合は一九九〇年九月、子どものための世界サミットを開き、ここに参加した世界七十一か国の大元首、首脳たちが「子どもを政治の最優先」と誓い合ってから十年が経過した。

しかし、広く地球的観点からこれを見れば、貧しさゆえに子どもの人権がないがしろにされ、また、子どもたちが最大の犠牲者となる民族間や宗教上の対立による地域紛争が絶え間なく続いているのも現実の姿と言わねばならない。「子どものための世界サミット」における国連の誓いを結実させるためには、国際間のさらなる努力が必要である。

官報(号外)

先進国でもモノの豊かさに心の成長が追い付かず、わが国においても校内暴力、いじめ、衝動的行動、薬物汚染など子どもたちの悲惨な事件が相次いでいる。こうした子どもたちの乾いた心に、潤いを取り戻すことは、今日差し迫った課題である。

われわれは、二十世紀の反省と教訓の上に立てて、新しい世紀を担う地球上のすべての子どもたちに、人権を尊重し、恒久平和の実現と繁栄に努め、伝統的な文化遺産を継承することを託さなければならぬ。

その第一歩として、わが国は世界にさきかけ、平成十二年、西暦二〇〇〇年の「子どもの日」の五月五日、質も量も世界で最大規模の蔵書と読書環境を整え、内外情報の収集と発信ができる国際子ども図書館を開館することになつてている。

読書は、子どもたちの言葉、感性、情緒、表現力、創造力を啓発するとともに、人としてよりよく生きる力を育み、人生をより味わい深い豊かなものとしていくために欠くことのできないものである。

本院は、この読書の持つ計り知れない価値を認

識して、子どもたちの読書活動を国を挙げて応援するため、平成十二年、西暦二〇〇〇年を「子ども読書年」とすることとする。

右決議する。

審査報告書

商法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

平成十一年八月六日

参議院議長 法務委員長 荒木 清寛

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、会社をめぐる最近の社会情勢にかかるが、完全親子会社関係を円滑に創設するための手続である株式交換及び株式移転の制度を新設するとともに、親会社の株主の利益を保護するため、親会社の株主に対する子会社の業務内容の開示の充実等の措置を講じ、また、会社の財産状況を適正に表示するため、金銭債権等につき時価による評価を可能とする措置等を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について格段の努力をすべきである。

一、完全親会社及び完全子会社となる会社の資産が適正に評価され、株式交換比率の公正さの確保及びそれらの会社の債権者保護が十分に図られるように、制度の適切な運営及び具体化に当たること。

二、株式交換及び株式移転の制度の創設に伴い、

親会社及び子会社の株主の権利が損なわれるこ

とのないように、親会社及び子会社に関する情報開示制度の一層の充実を図るとともに、親子会社関係に係る取締役等の責任規定の整備及び株主代表訴訟等の株主の権利の一層の充実を図ることを検討すること。

三、完全親子会社における労使協議の実効性を高めるため、労働組合法の改正問題等必要な措置をとることをも含め検討を行うこと。

四、時価評価ができる資産の範囲について周知徹底し、疑義が生じないように配慮すること。

五、企業経営の一層の健全化及び国際競争力の向上を実現するために、取締役会制度を含む会社機構の在り方について検討を行うこと。

右決議する。

四

時価評価ができる資産の範囲について周知徹

底し、疑義が生じないように配慮すること。

五

企業経営の一層の健全化及び国際競争力の向

上を実現するために、取締役会制度を含む会社機構の在り方について検討を行うこと。

右決議する。

六

時価評価ができる資産の範囲について周知徹

底し、疑義が生じないように配慮すること。

七

時価評価ができる資産の範囲について周知徹

底し、疑義が生じないように配慮すること。

八

時価評価ができる資産の範囲について周知徹

底し、疑義が生じないように配慮すること。

九

五十八条第五項を加える。

第二百十一条ノ二第一項第一号中「合併」を「株式交換、株式移転、合併」に改める。

第二百十二条第三項中「消却」の下に「株式交換、株式移転若ハ」を加える。

第二百三十条ノ九に後段として次のように加える。

第三百五十八条第八項及第四百十三条ノ二

第八項ノ規定ノ適用ニ付亦同ジ

第二百四十四条第四項中「書類ニ」の下に「、同条第四項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グル書類(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項ニ掲グル書類)ニ」を加える。

第二百六十三条ノ四第四項中「株主」の下に「又ハ親会社ノ株主」を加える。

第二百六十三条に次の二項を加える。

親会社ノ株主ハ其ノ権利ヲ行使スル為必要アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ子会社ノ第一項ニ掲グル書類(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第二十八条第一項ニ掲グル書類)ノ閲覧又ハ贈写ヲ求ムルコトヲ得

第二百七十四条ノ三第一項中「求ムル」を「求メ又ハ子会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スル」に改め、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「前項ノ規定ニ依ル」を削り、同条第一項を削る。

第二百八十二条第一項ノ規定ニ依リ子会社ニ對シ事業ノ報告ヲ求メ又ハ子会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査シタルトキハ其ノ方法及結果

第二百七十四条ノ三第一項ノ規定ニ依リ子会社ニ對シ事業ノ報告ヲ求メ又ハ子会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査シタルトキハ其ノ方法及結果

第二百八十二条第一項ノ規定ニ依リ子会社ニ對シ事業ノ報告ヲ求メ又ハ子会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査シタルトキハ其ノ方法及結果

官 報 (号 外)

二掲グル書類(子会社ガ有限公司会社ナルトキハ
有限公司会社第四十二条ノ第一項ニ掲グル書
類)ノ閲覧ヲ求メ又ハ其ノ会社ノ定メタル費用ヲ支払ヒテ其ノ贈本若ハ抄本ノ交付ヲ求ム
ルコトヲ得
第二百八十五条ノ四第一項中「附スル」を「付
ヘル」に改め、同項ただし書中「但シ」の下に「債
権金額ヨリ高キ代金ニテ買入レタルトキハ相当
増額ヲ」を加え、同条第二項中「金錢債權」を
前項ノ場合ニ於テ「金錢債權」に改め、同条に次
一項を加える。
第一項ノ規定ニ拘ラズ市場価格アル金錢債權
付テハ時価ヲ付スルモノトスルコトヲ得
第二百八十五条ノ五第二項中「及第二項」を
第一項及前条第三項に、「取引所ノ相場」を
其中「取引所ノ相場」を「市場価格」に改める。
第二百八十八条ノ二第一項第一号及び第三号
次のように改める。
二 株式交換ヲ為シタル場合ニ於テ第三百五
十七条前段ニ規定スル資本増加ノ限度額ガ
完全親会社ノ増加シタル資本ノ額ヲ超ユル
トキハ其ノ超過額
三 株式移転ヲ為シタル場合ニ於テ第三百六
十五条前段ニ規定スル資本ノ限度額ガ設立
シタル完全親会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキ
ハ其ノ超過額
二百九十九条第一項に次の二号を加える。
一 資産ニ付時価ヲ付スルモノトシタル場合
(第二百八十五条ノ二第一項但書及第二項
(此等ノ規定ヲ第二百八十五条ノ五第二項
及第二百八十五条ノ六第一項ニ於テ準用ス
ル場合ヲ含ム)ノ場合ヲ除クニ於テ其ノ付
シタル時価ノ総額ガ其ノ取得価額ノ総額ヲ
超ユルトキハ時価ヲ付シタルコトニ因リ增

号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。
五百 最終ノ決算期ニ於テ資産ニ付時価ヲ付ス
ルモノトシタル場合(第二百八十五条ノ二
第一項但書及第二項(此等ノ規定ヲ除ク)
八十五条ノ五第二項及第二百八十五条ノ六
第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ場合
ヲ除クニ於ケル其ノ付シタル時価ノ総額
ガ其ノ取得価額ノ総額ヲ超ユルトキハ時価
ヲ付シタルコトニ因リ増加シタル最終ノ貸
借対照表上ノ純資産額

第二百九十三条ノ七の次に次の二条を加え
る。

第二百九十三条ノ八 親会社ノ株主ニシテ其ノ
発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式
ヲ有スルモノハ其ノ権利ヲ行使スル為必要ア
ルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ子会社ノ会計ノ
帳簿及書類ノ閲覧又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得
前項ノ株主ニ付前条各号ニ掲グル事由アルト
キハ裁判所同項ノ許可ヲ為スコトヲ得ズ
第二百九十四条第一項中「十分ノ一」を「百分
ノ三」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」
に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。
検査役ハ其ノ職務ヲ行フ為必要アルトキハ子
会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得
第三百四十六条中「会社ノ」の下に「株式交
換、株式移転又ハ」を加える。
第二編第四章中第六節ノ二を第六節ノ三と
し、第三百五十五条の次に次の節名及び款名を
付する。

第六節ノ二 完全親会社

第一款 株式交換

第二百五十二条から第三百七十四条までを次
のよう改める。

第三百五十二条 会社ハ其ノ一方ガ他方ノ発行
済株式ノ総数ヲ有スル会社(以下之ヲ完全親
会社ト、他方ヲ完全子会社ト称ス)ナル為
株式交換ヲ得

株式交換ニ因リテ完全子会社トナル会社ノ株主ノ有スル其ノ会社ノ株式ハ次条第二項第六号ノ日ニ於テ株式交換ニ因リテ完全親会社トナル会社ニ移転シ、其ノ完全子会社トナル会社ノ株主ハ其ノ完全親会社トナル会社ガ株式交換ニ際シ發行スル新株ノ割当ヲ受クルコトニ因リ其ノ日ニ於テ其ノ会社ノ株主トナル会社三百五十三条 会社ガ株式交換ヲ為スニハ株式交換契約書ヲ作り株主総会ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

株式交換契約書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 完全親会社トナル会社ガ株式交換ニ因リ定款ノ変更ヲ為ストキハ其ノ規定

二 完全親会社トナル会社ガ株式交換ニ際シチ發行スル新株ノ総数、額面無額面ノ別、種類及數並ニ完全子会社トナル会社ノ株主ニ対スル新株ノ割当ニ関スル事項

三 完全親会社トナル会社ノ増加スペキ資本ノ額及資本準備金ニ關スル事項

四 完全子会社トナル会社ノ株主ニ支払ヲ為スペキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定

五 各会社ニ於テ前項ノ決議ヲ為スペキ株主総会ノ期日

六 株式交換ノ日

七 各会社ガ前号ノ日迄ニ利益ノ配当又ハ第一百九十三条ノ第一項ノ金銭ノ分配ヲ為ストキハ其ノ限度額

株式交換契約書ノ要領ハ第二百三十二条一定ム通知ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第一項ノ決議ハ第二百四十三条ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

完全親会社トナル会社ノ定款ニ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定アリ完全子会社トナル会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキハ其ノ会社ニ於ケル第一項ノ決議ハ第三百四十八条第一項ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

ヲ変更シテ前項ノ定ヲ設ケル場合ニ於テハ其ノ会社及完全子会社トナル会社ニシテ定款ニ其ノ定ナキモノニ付亦同項ニ同ジ

第五項ノ決議ヲ為スベキ株主総会ニ付テハ完全親会社トナル会社ノ定款ニ同項ノ定アル旨ヲ第三項ノ通知ニ記載スルコトヲ要ス

ヲ要ス

一 株式交換契約書

二 完全子会社トナル会社ノ株主ニ対スル株式ノ割当ニ関スル事項ニ付其ノ理由ヲ記載シタル書面

三 前条第一項ノ株主総会ノ会日ノ前六月内ノ日ニ於テ作リタル株式交換ヲ為ス各会社ノ貸借対照表

四 前号ノ貸借対照表ガ最終ノ貸借対照表ニ非ザルトキハ最終ノ貸借対照表

五 株式交換ヲ為ス各会社ノ最終ノ貸借対照表ト共ニ作リタル損益計算書

六 前号ノ損益計算書ノ外第三号ノ貸借対照表ト共ニ作リタル損益計算書

損益計算書

株主ハ営業時間内何時ニテモ前項ノ書類ノ閲覽ヲ求メ又ハ会社ノ定メタル費用ヲ支払ヒテ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第三百五十五条 第三百五十三条第一項ノ株主総会ニ先づ会社ニ対シ書面ヲ以テ株式交換ニ反対ノ意思ヲ通知シ且總会ニ於テ株式交換契約書ノ承認ニ反対シタル株主ハ会社ニ対シ自己ノ有スル株式ヲ承認ノ決議ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル価格ヲ以テ買取ルべき旨ヲ請求スルコトヲ得

第二百四十五条ノ三及第一百四十五条ノ四ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百五十六条 完全親会社トナル会社ハ株式交換ニ際シテ為ス新株ノ發行ニ代ヘテ其ノ有スル自己ノ株式ニシテ第二百十一条ノ規定

第一項ノ決議ニテヲ準用ス
第三百六十六条 取締役ハ前条第一項ノ株主總会ノ会日ノ一週間前ヨリ株式移転ノ日後六月ヲ経過スル日迄左ノ書類ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

一 前条第一項ノ場合ニ於ケル議案ノ要領
二 完全子会社トナル会社ノ株主ニ対スル株式ノ割当ニ關スル事項ニ付其ノ理由ヲ記載シタル書面

三 前条第一項ノ株主總会ノ会日ノ前六月内ノ日ニ於テ作リタル完全子会社トナル会社ノ貸借対照表

四 前号ノ貸借対照表ガ最終ノ貸借対照表ニ非ザルトキハ最終ノ貸借対照表

五 完全子会社トナル会社ノ最終ノ貸借対照表ト共ニ作リタル損益計算書

六 前号ノ損益計算書ノ外第三号ノ貸借対照表ト共ニ損益計算書ヲ作リタルトキハ其ノ損益計算書

第三百五十四条第二項ノ規定ハ前項ニ掲グル書類ニ之ヲ準用ズ

第三百六十七条 設立スル完全親会社ノ資本ハ株式移転ノ日ニ於テ完全子会社トナル会社ニ現存スル純資産額ヨリ其ノ会社ノ株主ニ支払ヲ為スベキ金額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ此ノ場合ニ於テ完全親会社トナル会社ガ株式移転ニ際シテ額面株式ヲ発行スルトキハ一株ノ金額ニ其ノ株式ノ総数ヲ乗ジタル額、無額面株式ヲ発行スルトキハ五万円ニ其ノ株式ノ総数ヲ乗ジタル額ハ之ヲ資本ニ組入ルルコトヲ要ス

第三百六十八条 完全子会社トナル会社ハ第三百六十五条第一項ノ決議ヲ為シタルトキハ其ノ旨並ニ一定ノ期間内ニ株券及端株券ヲ会社ニ提出スペキ旨並ニ株式移転ノ日ニ於テ株券及端株券ハ無効トナル旨ヲ公告シ且株主及株主名簿ニ記載アル質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコ

トヲ得ズ

第二百六十六条ノ規定ハ第三百六十五条第一項

ノ決議ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百六十九条 株式移転ヲ為シタルトキハ設立シタル完全親会社ノ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間に内二百八十八条ニ定ムル登記ヲ為スコトヲ要ス

第三百七十条 株式移転ハ之ニ因リテ設立シタル完全親会社ガ其ノ本店ノ所在地ニ於テ前条ノ登記ヲ為スニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ

第三百七十二条 第二百七十三条ノ規定ハ会社ノ株式移転ニ因ル株式併合ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百八十六条及第二百九条第三項ノ規定ハ株式併合セザル場合ニ於テ完全子会社トナル会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百五十五条及第三百六十六条ノ規定ハ株式移転ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十二条 会社ノ株式移転ノ無効ハ株式移転ノ日ヨリ六月内ニ訴ヲ以テノミニテ主張スルコトヲ得

第三百七十三条 第一百五十五条第一項乃至第四項、第一百九条、第一百三十一条、第三百六十三条、第三百三十八条、第二百四十九条及第三百六十三条第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ訴ニ、第二百八十六条及第二百九条第三項ノ規定ハ前項ノ訴ニ以テノミニテ主張スルコトヲ得

第三百七十四条 会社ノ株式移転ノ無効ハ株式移転ノ日ヨリ六月内ニ訴ヲ以テノミニテ主張スルコトヲ得

第三百七十五条 第一百五十五条第一項乃至第四項、第一百九条、第一百三十一条、第三百六十三条、第三百三十八条、第二百四十九条及第三百六十三条第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ訴ニ、第二百八十六条及第二百九条第三項ノ規定ハ前項ノ訴ニ以テノミニテ主張スルコトヲ得

第三百七十六条 会社ノ株式移転ノ無効ハ株式移転ノ日ヨリ六月内ニ訴ヲ以テノミニテ主張スルコトヲ得

第三百七十七条 会社ノ株式移転ノ無効ハ株式移転ノ日ヨリ六月内ニ訴ヲ以テノミニテ主張スルコトヲ得

第三百七十八条 会社ノ株式移転ノ無効ハ株式移転ノ日ヨリ六月内ニ訴ヲ以テノミニテ主張スルコトヲ得

第三百七十九条 会社ノ株式移転ノ無効ハ株式移転ノ日ヨリ六月内ニ訴ヲ以テノミニテ主張スルコトヲ得

第三百八十一条 会社ノ株式移転ノ無効ハ株式移転ノ日ヨリ六月内ニ訴ヲ以テノミニテ主張スルコトヲ得

第三百八十二条 会社ノ株式移転ノ無効ハ株式移転ノ日ヨリ六月内ニ訴ヲ以テノミニテ主張スルコトヲ得

第三百八十三条 会社ノ株式移転ノ無効ハ株式移転ノ日ヨリ六月内ニ訴ヲ以テノミニテ主張スルコトヲ得

第三百八十四条 会社ノ株式移転ノ無効ハ株式移転ノ日ヨリ六月内ニ訴ヲ以テノミニテ主張スルコトヲ得

ハ有限公司法第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項ニ掲タル書類)に改める。

第四百九十八条第一項第二十号中「第三百三十九条第三項」の下に、「第三百五十四条第一項、第三百六十六条第一項」を加え、「同条第二項中「者ガ」の下に「本編ノ規定ニ違反シ正当ノ事由ナクシテ書類ノ閲覧ヲ得ズ」を加える。

第三百七十九条第一項第二十号中「職務代行者ガ」の下に「本法ニ違反シ正当ノ事由ナクシテ書類ノ閲覧ヲ得ズ」を加える。

第三百七十九条第一項第二十号中「者ガ」の下に「本法ニ違反シ正当ノ事由ナクシテ書類ノ閲覧ヲ得ズ」を加える。

第四十六条第一項中「及第二百九十三条ノ七」を、「第二百九十三条ノ七及第二百九十三条ノ八第二項」に改める。

第八十五条第二項中「職務代行者ガ」の下に「本法ニ違反シ正当ノ事由ナクシテ書類ノ閲覧ヲ得ズ」を加える。

二第二項において準用する場合を含む。」を加える。

「第三百六十三条第二項及び第五項、第三百七十二条第二項」を加える。

第三十条第一項第四号中、「同条第四項において準用する商法第一百七十四条ノ三第三項」を「若しくは第三項」に、「同法」を「商法」に改め、同項第七号中、「第二百八十二条第二項」の下に「又は第三項(有限会社法第四十三条ノ二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第一項中、「昭和十三年法律第七十四号」を削り、「第七条第四項において準用する商法第二百七十四条ノ三第二項」を「第七条第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中商法第二百八十五条ノ四、第二百八十五条ノ五第二項、第二百八十五条ノ六第二項及び第三項、第二百九十条第一項並びに第二百九十三条ノ五第三項の改正規定並びに第二百九十三条ノ五第三項の改正規定、附則第六条中農林中央金庫法(大正二十年法律第四十二号)第二十二条第三項及び第二十四条第一項の改正規定、附則第七条中商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十九条ノ三第三項及び第四十条ノ二第一項の改正規定、附則第九条中農業協同組合法(昭和二年法律第二十五条ノ二第二十一条第三項及び第二十四条第一項の改正規定、附則第七条中商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十九条ノ三第三項及び第四十条ノ二第一項の改正規定、附則第十条中証券取引法(昭和二十一年法律第二十五条ノ二第二十一条第三項の改正規定、附則第十二条中協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第五条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第十

二条第一項の改正規定、附則第十三条中船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七号)第四十二条第一項の改正規定、附則第十六条中信用金庫法(昭和二十六年法律第百三十八号)第五十五条の三第三項及び第五十七条第一項の改正規定、附則第十八条中労働金庫法(昭和二十六年法律第五十九号)第十七条の二第三項の改正規定及び同条第四項を削る改正規定、附則第二十六条の規定、附則第二十七条中保険業法(平成七年法律第百五号)第十五条に「一項を加える改正規定、同法第五十五条第一項及び第二项、第百十二条第一項並びに第百十二条の二第二項の改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第百十五条第二項、第百十八条第一項、第百十九条及び第百九十九条の改正規定並びに同法附則第五十九条第二項及び附則第九十条第二項を削る改正規定、附則第二十九条中株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第五十五号)第七条第二項の改正規定並びに附則第三十一条中特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第一百一条第一項及び第百二条第三項の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

(監査報告書に関する経過措置)

第一条 この法律の施行前に終了した営業年度について作成すべき監査報告書の記載事項に関しては、なお從前の例による。農林中央金庫、農業協同組合及び水産加工業協同組合連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会、船主相互保険組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び労働金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会についての、附則第一条ただし書に掲げる改正規定の施行前に開始した事業年度終了の日における金銭債権等の評価

二 証券投資法人(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第十一項に規定する証券投資法人をいう。)についての、附則第一条ただし書に掲げる改正規定の施行前に開始した営業期間(同法第百三十三条第二項に規定する営業期間をいう。)の決算期における金銭債権等の評価

三 相互会社についての、附則第一条ただし書に掲げる改正規定の施行前に開始した事業年度の決算期における金銭債権等の評価

(商法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 商法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条第一項第一号中「会社の」の下に

「株式交換、株式移転若しくはを加える。

附則第二十条第一項に後段として次のように

加える。

商法第三百五十八条第八項及び第四百十三

条ノ三第八項の規定の適用についても、同様

とする。

(非訟事件手続法の一部改正)

第五条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六百二十六条第一項中「商法」の下に「(明治三

十二年法律第四十八号)」を、「第一百五十八条第二項」の下に、「第二百六十三条第四項」を加え、「及ビ第一百八十条ノ十八第二項」を、「第二百八十条ノ十八第二項及び第二百八十二条第三項」に、「第二百九十四条並二」を「第二百九

三条ノ八第一項及ビ第二百九十四条」に改め、「有限会社法」の下に「(昭和十三年法律第七十四号)」を、「第一百九十四条ノ二第一項」の下に、「第一

八十二条ノ二第一項」、「第二百六十三条第一項」を、「第五十二ノ三第一項」の下に並二株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第三十二ノ二第一項」を、「会社」の下に「親会社(商法第二百十一条ノ二第一項(有限公司法第二十四条第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)以下本項ニ於テ之ニ同ジ)ニ規定スル親会社ヲ謂フ以下之ニ同ジノ株主又ハ社員ガ子会社(商法第二百十一条ノ二第一項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ノ書類ニ付キ申請ヲ為シタルトキハ子会社」を加える。

第六百三十二条ノ六第一項中「第二百四十九条第二項」の下に、「第二百二十条」の下に「、第三百六十二条第一項、第三百七十二条第一項」を加える。

第六百三十二条ノ三中「第二百二十条」の下に「、第三百六十二条第一項、第三百七十二条第一項」を加える。

第六百三十二条ノ二第一項、第三百七十二条第一項」を加える。

官 報 (号 外)

第四項」の下に「第二百六十三条第四項（同法第二百四十四条第四項）二於テ準用スル場合ヲ含ム）、第二百八十二条第三項（同法第四百二十九条ノ八第一項並ニ株券等の保管及び振替に関する法律第三十二条第七項）を加え、同条第一項中「為ス前」の下に「会社（親会社ノ株主ガ子会社ノ書類一付キ申請ヲ為シタルトキハ子会社次項ニ於テ之ニ同ジ）ノ」を加える。
第一百三十五条ノ七中「会社ノ」の下に「株式交換、株式移転又ハ」を加える。
第一百三十五条ノ九第一項中「第一百三十二条ノ七」を「第一百三十二条ノ八」に改める。
（農林中央金庫法の一部改正）
第六条 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。
第八条たゞ書中「農林債券権利者トシ」の下に「同法第四百二十一条第四項中前項ニ掲グル書類二、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グル書類（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項ニ掲グル書類）トアルハ前項ニ掲グル書類トシ」を加える。
第二十三条第三項中「第二十四条第一項第五号ニ於テ「利益相当額」又ハ「損失相当額」ト謂フ」を削る。
（第八条ニ付時価ヲ附スルモノトシタル場合ノ第一項但書及第二項（此等ノ規定ヲ下に以下本項ニ於テ同ジ）を加え、同項第五号を次のように改める。）
第二十四条第一項中「控除シタル額ヲ謂フ」の下に「以下本項ニ於テ同ジ」を加え、同項第五号（第八条ニ於テ準用スル商法第二百八十五条ノ第一項但書及第二項（此等ノ規定ヲ同法第二百八十五条ノ五第二項及第二百八十五条ノ六第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ場合ヲ除ク）ニ於テ其ノ附シタル時価

ノ総額ガ其ノ取得価額ノ総額ヲ超ユルトキ
ハ時価ヲ附シタルコトニ因リ増加シタル純
資産ノ額

第二十四条ノ二 第六項中「及第九号」を「、第
九号及第十一号」に改め、同項ただし書中「第二
十四条ノ二第一項」の下に「トシ同項第十一号中
第二百七十四条ノ三第一項トアルハ農林中央金
庫法第二十四条ノ一第十五項ニ於テ準用スル株
式会社の監査等に関する商法の特例に関する法
律第七条第三項トシ子会社トアルハ農林中央金
庫法第九条第三項ニ規定スル子会社」を加え、
同条第九項中「及第九号」を「、第九号及第十一
号」に改め、同項ただし書中「及理事」の下に「ト
シ同項第十一号中第二百七十四条ノ三第一項ト
アルハ農林中央金庫法第八条ニ於テ準用スル第
二百七十四条ノ三第一項トシ子会社トアルハ同
法第九条第三項ニ規定スル子会社」を加える。

第三十五条第二項中「又ハ準用商法特例法第
七条第四項」を削り、「第二百七十四条ノ三第二
項」を「第二百七十四条ノ三第一項又ハ準用商法
特例法第七条第三項」に改める。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第七条 商工組合中央金庫法の一部を次のように
改正する。

第三十九条ノ三第三項中「(第四十条ノ二第一
項第五号ニ於テ「利益相当額」又ハ「損失相当額」
ト謂フ)」を削る。

第四十条ノ一 第一項中「控除シタル額(謂フ)
の下に「以下本項ニ於テ同ジ」を加え、同項第五
号を次のように改める。

五 資産二付時価ヲ付スルモノトシタル場合
(第一二十三条ニ於テ準用スル商法第二百八
十五条ノ二第一項但書及第二項(此等ノ規
定ヲ第二十三条ニ於テ準用スル同法第二百
八十五条ノ五第二項及第二百八十五条ノ六
第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ場合
ヲ除ク)ニ於テ其ノ付シタル時価ノ総額ガ
其ノ取得価額ノ総額ヲ超ユルトキハ時価ヲ

(付シタルコトニ因り増加シタル純資産ノ額
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する
法律の一部改正)
第八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する
法律(昭和二十一年法律第五十四号)の一部
を次のように改正する。
第九条 第九条の二第一項中「合併」を「株式交換、合
併」に改める。
(農業協同組合法の一一部改正)
第九条 農業協同組合法の一一部を次のように改正
する。
第三十六条第六項中「經營管理委員」との下
に、「同項第十一号中「子会社」とあるのは「子会
社(農業協同組合法第九十二条第三項)」規定ス
ル子会社ヲ謂フ」とを加える。
第三十七条の二第五項中「及び第十一号」を
「、第十一号及び第十二号」に改め、同条第八項
第三号中「第十一号」を「第十」号に改める。
第五十二条第一項を次のように改める。
出資組合の剰余金の配当は、事業年度終了
の日における純資産の額(貸借対照表上の資
産の額から負債の額を控除して得た額をい
う。以下この項において同じ)から次に掲げ
る金額を控除して得た額を限度として行うこ
とができる。
一 出資総額
二 前条第一項の準備金の額
**三 前条第一項の規定によりその事業年度に
積み立てなければならない準備金の額**
四 前条第四項の繰越金の額
**五 第五十条の四において準用する商法第二
百八十六条ノ二及び第二百八十六条ノ三の
規定により貸借対照表の資産の部に計上し
た金額の合計額が第二号及び第三号の準備
金の合計額を超えるときは、その超過額**
**六 資産につき時価を付すものとした場合
(第五十条の四において準用する商法第二
百八十五条ノ二第一項ただし書及び第二項**

(一)これらの規定を同法第二百八十五条ノ五第一項及び二百八十五条ノ六第二項において準用する場合を含む。)の場合を除く)においてその付した時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した純資産の額

第一百一条第二項中「第二百七十四条ノ三第二項」を「第二百七十四条ノ二第一項」に改める。

(証券取引法の一部改正)

第五十三条 証券取引法の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項中「(次項において「利益相当額又は損失相当額」という。)」を削り、同条第四項を削る。

第一百六十六条第一項第一号中「又は優先出資法」を「若しくは優先出資法」という。」を削り、同条第一項に定める権利を有する株主又は有限会社法昭和十三年法律第七十四号)第四十四条ノ三に定める権利を有する社員」を加え、「当該株主又は普通出資者」をこれらの株主、普通出資者又は社員」に改め、同条第二項第一号又中「リ今まで」を「ルまで」に改め、同号中又をヲとし、リをルとし、チをヌとし、トをリとし、ヘをチとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 株式移転

第一百六十六条第六項第三号中「若しくは第四百八条ノ三第一項」を「、第三百五十五条第一項(同法第三百七十二条第三項において準用する場合を含む。)第二百五十八条第五項、第四百八条ノ三第一項若しくは第四百三十三条第五項」に改め、「(昭和十三年法律第七十四号)」を削る。

員」を、「当該株主」の下に「又は社員」を加え、同条第五項第三号中「若しくは第四百八条ノ三第一項」を、「第三百五十五条第一項(同法第三百七十二条第三項において準用する場合を含む)」、「第三百五十八条第五項」、「第四百八条ノ三第一項若しくは第四百十三条ノ三第五項」に改める。(水産業協同組合法の一部改正)

第十一條 水産業協同組合法の一部を次のように改正する。

第四十一条第六項中「あるのは、」を「あるのは」に改め、「第四十一条第一項」との下に「、同項第十一号中「子会社」とあるのは「子会社(水産業協同組合法第十二条の五第二項二規定スル子会社ヲ謂フ)」とを加える。

第四十二条第五項中「及び第十一号」を「、第十一号及び第十二号」に改め、同条第八項第三号中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第四十二条第五項を次のように改める。

組合の剰余金の配当は、事業年度終了の日における純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ)から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

第五十六条第一項を次のように改める。

組合の剰余金の配当は、事業年度終了の日における純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ)から次に掲げる金額を付ける。

第五十七条第一項を次のように改める。

第五十八条第一項を次のように改める。

第五十九条第一項を次のように改める。

第六十条第一項を次のように改める。

第六十一条第一項を次のように改める。

第六十二条第一項を次のように改める。

第六十三条第一項を次のように改める。

第六十四条第一項を次のように改める。

第六十五条第一項を次のように改める。

第六十六条第一項を次のように改める。

第六十七条第一項を次のように改める。

第六十八条第一項を次のように改める。

第六十九条第一項を次のように改める。

第七十条第一項を次のように改める。

第七十一条第一項を次のように改める。

第七十二条第一項を次のように改める。

第七十三条第一項を次のように改める。

第七十四条第一項を次のように改める。

第七十五条第一項を次のように改める。

第七十六条第一項を次のように改める。

第七十七条第一項を次のように改める。

第七十八条第一項を次のように改める。

第七十九条第一項を次のように改める。

第八十条第一項を次のように改める。

第八十一条第一項を次のように改める。

第八十二条第一項を次のように改める。

項(これらの規定を同法第二百八十五条ノ二第一項及び第二百八十五条ノ六第二項において準用する場合を除く)においてその付した時価の総額がその取得額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した純資産の額(これを「前項二掲タル書類二、同条第二項ノ規定ハ子会社ノ前項二掲タル書類(子会社ガ有りて子会社ナルトキハ有限会社法第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項二掲タル書類)」とする)を付することにより増加した純資産の額(これを「前項二掲タル書類」と)を加える。

二項」を「第二百七十四条ノ三第一項」に改める。

協同組合による金融事業に関する法律の一部改正

第十二条 協同組合による金融事業に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「第五条の三」の下に「、第五条の五第五項」を加える。

第五条の四第六項中「あるのは、」を「あるのは」に改め、「第五条の四第一項」との下に「、同項第十一号中「第二百七十四条ノ三第一項」とを加える。

第五条の四第六項中「あるのは、」を「あるのは」に改め、「第五条の四第一項」との下に「、同項第十一号中「第二百七十四条ノ三第一項」とを加える。

第五条の四第六項中「あるのは、」を「あるのは」に改め、「第五条の四第一項」との下に「、同項第十一号中「第二百七十四条ノ三第一項」とを加える。

第五条の五第五項を次のように改める。

号に掲げる事項については、会計に関する部分に限る。)

第十二条第二項中「準用商法特例法第七条第四項又は」を削り、「第二百七十四条ノ三第二項」を「第二百七十四条ノ三第一項又は準用商法特例法第七条第三項」に改める。

(船主相互保険組合法の一部改正)

第十二条第二項中「準用商法特例法第七条第四項又は」を削り、「第二百七十四条ノ三第二項」を「第二百七十四条ノ三第一項又は準用商法特例法第七条第三項」に改める。

第十二条第二項

ことにより増加した純資産の額

第六条の二第四項中「第五条の四第九項」との下に「、前項二掲タル書類二、同条第二項ノ規定ハ子会社ノ前項二掲タル書類(子会社ガ有りて子会社ナルトキハ有限会社法第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項二掲タル書類)」とするは「前項二掲タル書類」とを加える。

第十二条第二項第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 第五条の六の規定に違反したと

第十二条第二項第一項を次のように改める。

ことにより増加した純資産の額

第六条の二第四項中「第五条の四第九項」との下に「、前項二掲タル書類二、同条第二項ノ規定ハ子会社ノ前項二掲タル書類(子会社ガ有りて子会社ナルトキハ有限会社法第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項二掲タル書類)」とするは「前項二掲タル書類」とを加える。

第十二条第二項第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 第五条の六の規定に違反したと

第十二条第二項第一項を次のように改める。

において準用する同法第一百八十五条ノ五第一項及び第二百八十五条ノ六第二項において準用する場合を含む。)の場合を除く。)に
おいて、その付した時価の総額がその取得
価額の総額を超えるときは、時価を付した
ことにより増加した純資産の額

第四十四条第一項中「第二百八十二条」を「第二百八十二条第一項及び第二項」に改める。

第四十八条第一項中「貸借対照表及事務報告書」との下に、「同法第四百二十条第四項中「前項ニ掲タル書類二、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲タル書類(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項ニ掲タル書類」とあるのは「前項ニ掲タル書類」と」を加える。

(商品取引所法の一部改正)

第十四条 商品取引所法(昭和二十五年法律第一百三十九号)の一部を次のように改定する。

第七十六条及び第一百一条第一項中「第二百八十二条を、第二百八十二条第一項及び第二百八十三条を、第二百八十二条第一項及び第二百八十三条を、第二百八十二条第一項及び第二百八十二条第一項中「第二百六十三条第一項及び第二百六十三条第一項及び第二百六十三条第一項」を加え、「読み替えるものとする」を、「同条第三項中「株主」とあるのは「投資主」と、「裁判所」とあるのは「金融再生委員会」と、「其ノ会社」とあるのは「其ノ証券投資法人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改める。

(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の一部改正)

第十五条 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の一部を次のように改定する。

第七十七条第一項中「第二百六十三条第一項及び第二項」を「第二百六十三条第一項、第二項及び第四項」に改め、「其ノ営業所」との下に「同条第四項中「裁判所」とあるのは「金融再生委員会」とを加える。

第一百八条第一項中「第二百六十条ノ四第四項中」の下に「株主又ハ親会社ノ株主」とあるのは「投資主又ハ親法人(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第八十一条第一項ニ規定スル親法人ヲ謂フ)次項ニ於テ同ジノ投資主」と、を加え、「(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第八十二条第一項ニ規定スル親法人ヲ謂フ)」を削り、「同項」を「証券投資信託及び証券」

において準用する同法第一百八十五条ノ五第一項及び第二百八十五条ノ六第二項において準用する場合を含む。)の場合を除く。)に
おいて、その付した時価の総額がその取得
価額の総額を超えるときは、時価を付した
ことにより増加した純資産の額

二百八十二条第一項中「第二百八十二条」を「第二百八十二条第一項及び第二項」に改める。

第四十八条第一項中「貸借対照表及事務報告書」との下に、「同法第四百二十条第四項中「前項ニ掲タル書類二、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲タル書類(子会社ガ有限会社法第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項ニ掲タル書類」とあるのは「前項ニ掲タル書類」と」を加える。

(商品取引所法の一部改正)

第十四条 商品取引所法(昭和二十五年法律第一百三十九号)の一部を次のように改定する。

第七十六条及び第一百一条第一項及び第二百八十二条第一項中「第二百六十三条第一項及び第二百六十三条第一項」を加え、「読み替えるものとする」を、「同条第三項中「株主」とあるのは「投資主」と、「裁判所」とあるのは「金融再生委員会」と、「其ノ会社」とあるのは「其ノ証券投資法人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改める。

(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の一部改正)

第十五条 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の一部を次のように改定する。

第七十七条第一項中「第二百六十三条第一項及び第二項」を「第二百六十三条第一項、第二項及び第四項」に改め、「其ノ営業所」との下に「同条第四項中「裁判所」とあるのは「金融再生委員会」とを加える。

第一百八条第一項中「第二百六十条ノ四第四項中」の下に「株主又ハ親会社ノ株主」とあるのは「投資主又ハ親法人(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第八十一条第一項ニ規定スル親法人ヲ謂フ)次項ニ於テ同ジノ投資主」と、を加え、「(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第八十二条第一項ニ規定スル親法人ヲ謂フ)」を削り、「同項」を「証券投資信託及び証券」

投資法人に関する法律第八十一条第一項に改める。

第一百三十条第一項中第九号を第十号とし、第一百三十九条において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四

八号の次に次の一号を加える。

九 第百三十九条において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第

七条第三項の規定により子法人に対しても会計に関する報告を求め、又は子法人の業務

監査等に関する商法の特例に関する法律第七条第三項の規定により子法人に対しても会計に関する報告を求め、又は子法人の業務

七条第三項の規定により子法人に対しても会計に関する報告を求め、又は子法人の業務

監査等に関する商法の特例に関する法律第七条第三項の規定により子法人に対しても会計に関する報告を求め、又は子法人の業務

第三十七条の二第八項第三号中「第十一号」を「第十一号」に、「及び第九号」を「第九号及び第十一号」に改め、同条第一項中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四

十九年法律第二十二号。第九十一条において「商法特例法」という。)」を「商法特例法」に改め

る。

第五十四条の十五第一項中「(第三十二条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。)」を削

る。

第五十五条の三第三項中「(第五十七条第一項の下に「及び第三項」を加え、「読み替えるものとする」を、「同条第三項中「株主」とあるのは「投資主」と、「裁判所」とあるのは「金融再生委員会」と、「其ノ会社」とあるのは「其ノ証券投資法人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改める。

第五十五条の三第三項中「(第五十七条第一項中「得た額」又は「損失相当額」という。)」を削る。

第五十七条第六項中「あるのは、」を「あるのは」に改め、「第三十七条第一項」との下に「同項第十一号中「第二百七十四条ノ三第一項」とあるのは「子会社(同法第三十二条第五項に規定する子会社ヲ謂フ)」とを加える。

第五十七条第二第五項を次のように改める。

第五项の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第十項において第一項の会計監査人について準用する株式会社の監査等に関する商法第七十二条第一項及び第九十二条において準用する商法第七十二条第一項の二第五項を次のように改める。

二 百八十五条规定ノ二第一項ただし書及び第二項(これららの規定を第五十五条の二において準用スル第二百七十四条ノ三第一項)と、「子会社」とあるのは「子会社(同法第三十二条第五項に規定スル子会社ヲ謂フ)」とを加える。

三 第三十七条の二第二第五項を次のように改める。

一 第十項において第一項の会計監査人について準用する株式会社の監査等に関する商法第七十二条第一項及び第九十二条において準用する商法第七十二条第一項の二第五項を次のように改める。

二 百八十五条规定ノ二第一項ただし書及び第二項(これららの規定を第五十五条の二において準用スル第二百八十五条ノ六第二第五項において準用する商法第七十二条第一項の二第五項)とあるのは「利益相当額」又は「損失相当額」という。)を削る。

三 第五十七条第一項中「得た額」を「以下この項において同じ。」を加え、同項第五号を次のように改める。

四 商法第二百九十三条ノ八の規定は、親法人の投資主について準用する。この場合において、同条第一項中「親会社ノ株主ニシテ其ノ証券投資信託及び証券投資法人に發行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スルモノ」とあるのは「親法人ノ投資主」と、「裁判所」とあるのは「金融再生委員会」と、「其ノ会社」とあるのは「其ノ証券投資法人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

五 第百三十九条第一項中「同条第一項」を「同条第三項」に改める。

第六十条第一項中「第二百六十条ノ四第四項中」の下に「株主又ハ親会社ノ株主」とあるのは「投資主又ハ親法人(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第八十一条第一項ニ規定スル親法人ヲ謂フ)次項ニ於テ同ジノ投資主」と、を加え、「(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第八十二条第一項ニ規定スル親法人ヲ謂フ)」を削り、「同項」を「証券投資信託及び証券」

商法等の一部を改正する法律案

十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項及び第二百二十三条第二項中「社債の発行」の下に「株式交換、株式移転」を加える。

第二百二十三条の次に次の二条を加える。

(株式交換)

第二百二十三条の二 会社が他の会社と株式交換をするときは、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 他の会社の商号

二 他の会社が完全親会社(商法第三百五十九条第一項に規定する完全親会社をいう。以下同じ。)となる場合において、その会社が株式交換により定款の変更をするときは、その規定

三 完全親会社となる会社が完全子会社(商法第三百五十二条第一項に規定する完全子会社をいう。以下同じ。)となる会社の更生債権者、更生担保権者は株主に対して発行すべき新株の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当てに関する事項

四 株式交換に際してする新株の発行に代えて、完全親会社となる会社が有する自己の株式で商法第一百十一条(自己株式の処分)の規定により相当の時期に処分することを要するものを完全子会社となる会社の更生債権者、更生担保権者又は株主に対して発行すべき新株の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当てに関する事項

五 株式交換をすべき時期

六 新会社の取締役及び監査役の氏名

七 共同株式移転(会社が他の会社と共に

てする株式移転をいう。以下同じ。)をするときは、その旨

八 共同株式移転をする場合において、他の会社が株式移転の日までに利益の配当(又は商法第三百九十三条ノ五第一項(中間配当)の金銭の分配をするときは、その限度額)の決議があつたこと。

九 新会社が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二条(会計監査人の監査)に規定する株式会社(第二百二十五条第八号において「大会社」という。)であるときは、新会社の会計監査人の氏名又は名称

七 他の会社における株式交換契約書承認議のための株主総会の日時(その会社が株主総会の承認を得ないで株式交換をするとときは、その旨)

八 株式交換の日

九 他の会社が株式交換の日までに利益の配当(又は商法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当))の金銭の分配をするときは、その限度額をしたときは、その規定

(株式移転)

十 他の会社が完全親会社となる場合において、商法第三百六十二条(完全親会社となる会社の従前の役員の任期)の別段の定めをしたときは、その規定

(株式移転)

十一 他の会社が株式移転をして完全親会社たる新会社を設立するときは、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新会社の定款の規定

二 更生債権者、更生担保権者は株主に対して発行すべき株式の種類及び数並びにその割当てに関する事項

三 新会社の資本の額及び資本準備金に関する事項

四 株主に金銭を支払い、又は社債を割り当てるなどを定めたときは、その規定

五 株式移転をすべき時期

六 新会社の取締役及び監査役の氏名

七 共同株式移転(会社が他の会社と共に

てする株式移転をいう。以下同じ。)をするときは、その旨

八 共同株式移転をする場合において、他の会社が株式移転の日までに利益の配当(又は商法第三百九十三条ノ五第一項(中間配当)の金銭の分配をするときは、その限度額)の決議があつたこと。

九 新会社が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二条(会計監査人の監査)に規定する株式会社(第二百二十五条第八号において「大会社」という。)であるときは、新会社の会計監査人の氏名又は名称

七 第二百四十五条第一項中「定に」を「定めに」に改め、「新会社」の下に「共同株式移転又は」を加える。

八 第二百四十七条第四項中「新会社」の下に「共同株式移転又は」を加える。

九 第二百五十七条の次に次の二条を加える。

(株式交換に関する商法等の規定の特例)

第一号から第五号まで又は第二百十条第三項

(自己株式)の規定により取得して有する株式を「存続する会社が有する自己の株式で商法第二百二十二条(自己株式の処分)の規定により相当の時期に処分することを要するもの」に改める。

第二百二十六条第二項中「除き」の下に「株式移転又は」を加え、「左に」を「次に」に改める。

第二百三十条中「新会社」の下に「共同株式移転又は」を加え、「定は」を「定めは」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二百三十三条规定中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

定により更生計画において会社が他の会社と株式交換することを定めたときは、計画の定めによつて株式交換ができる。

2 前項の場合においては、完全親会社となる会社の株式の割当てを受けた更生債権者又は更生担保権者は、計画認可の決定の時に株式引受け人となり、株式交換の効力が生じた時に株主となる。

3 第一項の場合においては、商法第三百五十四条(株式交換契約書等の備置き等)、第三百五十五条(反対株主の株式買取請求)、第三百五十七条前段(完全親会社となる会社の資本増加の限度額)及び第三百六十三条(株式交換無効の訴え)の規定は、適用せず、同法第三百六十二条第一項(株式交換の場合における株式併合に関する規定の準用)において準用する同法第二百十七条第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

4 第一項の場合における会社に対する商法第三百五十九条(株券等の提出の公允等)の規定の承認を得ないで株式交換をするときは、商法第三百五十八条第八項(簡易な株式交換手続)に規定する場合に該当しないことを加える。

5 前各項の規定は、株式交換の相手方たる他の会社に対する商法の規定の適用を妨げない。

6 第二百二十三条の二(第六号の規定により株主に社債を割り当たたとときは、株主は、株式交換の効力を生じた時に社債権者となる。この場合においては、商法第二百九十八条(未払込社債のある場合の社債募集の制限)の規定は、適用しない。

7 第一項の場合において、会社が完全親会社となるときは、株式交換による会社の変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決

定書の謄本又は抄本のほか、商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第八十九条の規定

官 報 (号 外)

二第一号から第四号まで及び第七号(株式交換による変更の登記)に掲げる書面を添付しなければならない。

8 第一項の場合において、株式交換の相手方たる他の会社が完全親会社となるときは、その会社の株式交換による変更の登記の申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本、その会社の株主総会の議事録(その会社が株主総会の承認を得ないで株式交換をする場合には、その会社の取締役会の議事録、株式交換により完全子会社となる会社の株主に支払うべき金額を定めた場合にあつては、当該議事録及び最終の貸借対照表)並びに商業登記法第八十九条の二第一号及び第三号から第七号までに掲げる書面を添付しなければならぬ。

(株式移転に関する商法等の規定の特例)

第二百五十七条の三 第二百一十三条规定により更生計画において会社が株式移転をすることを定めたときは、計画の定めによつて株式移転をすることができる。

2 前項の場合においては、設立される完全親会社たる新会社の株式の割当てを受けた更生債権者又は更生担保権者は、計画認可の決定の時に株式引受けとなり、株式移転の効力が生じた時に株主となる。

3 第一項の場合においては、商法第三百六十六条(議案の要領等の備置き等)、第三百七十七条(株式移転無効の訴え)の規定は、適用せず、同法第三百七十二条第一項(株式移転の場合における株式買取請求に関する規定の準用)において準用する同法第三百五十五条及び第三百七十二条(株式移転等の備置き等)、第三百七十三条(株式移転の場合における反対株主の株式買取請求に関する規定の準用)において準用する同法第三百五十五条及び第三百七十二条(株式移転無効の訴え)の規定は、適用されず、同法第三百七十二条第一項(株式移転の場合における株式併合に関する規定の準用)において準用する同法第二百十七条第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

4 第一項の場合における会社に対する商法第

三百六十八条(株券等の提出の公告等)の規定の適用については、同条中「第三百六十五条」第一項ノ決議ヲ為シタル」とあるのは、「株式移転ヲ内容トスル更生計画認可ノ決定アリタル」とする。

5 前各項の規定は、共同株式移転をする場合における他の会社に対する商法の規定の適用を妨げない。

6 第二百一十三条规定により株主に社債を割り当たときは、株主は、株式移転の効力を生じた時に社債権者となる。

7 第一項の場合においては、株式移転による設立の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本のほか、代表取締役に関する取締役会の議事録及び商業登記法第八十九条の二第一項(株式移転による設立の登記)に掲げる書面(会社に関する同法第八十九条の二第二項に掲げる書面を除く)を添付しなければならない。

第一百五十八条第七項中「昭和三十八年法律

第三百五十七条の三 第二百一十三条规定により更生計画において会社が株式移転をすることを定めたときは、計画の定めによつて株式移転をすることができる。

2 前項の場合においては、設立される完全親会社たる新会社の株式の割当てを受けた更生債権者又は更生担保権者は、計画認可の決定の時に株式引受けとなり、株式移転の効力が生じた時に株主となる。

3 第一項の場合においては、商法第三百六十六条(議案の要領等の備置き等)、第三百七十七条(株式移転無効の訴え)の規定は、適用せず、同法第三百七十二条第一項(株式移転の場合における株式併合に関する規定の準用)において準用する同法第三百五十五条及び第三百七十二条(株式移転等の備置き等)、第三百七十三条(株式移転の場合における反対株主の株式買取請求に関する規定の準用)において準用する同法第三百五十五条及び第三百七十二条(株式移転無効の訴え)の規定は、適用されず、同法第三百七十二条第一項(株式移転の場合における株式併合に関する規定の準用)において準用する同法第二百十七条第二項に定めた事件は、更生裁判所の管轄とする。

4 第一項の場合における会社に対する商法第

三百六十八条(株券等の提出の公告等)の規定の適用については、同条中「第三百六十五条」第一項ノ決議ヲ為シタル」とあるのは、「株式移転ヲ内容トスル更生計画認可ノ決定アリタル」とする。

5 前各項の規定は、共同株式移転をする場合における他の会社に対する商法の規定の適用を妨げない。

6 第二百一十三条规定により株主に社債を割り当たときは、株主は、株式移転又は「を加え、「第四十三条第一項」を「第四十三条第一項若しくは」に改める。

7 第一百九十四条中「新会社」の下に「共同株式移転又は「を加え、「第四十三条第一項」を「第四十三条第一項若しくは」に改める。

(労働金庫法の一部改正)

第十八条 労働金庫法の一部を次のように改正する。

第三十九条第六項中「あるのは、」を「あるのは」に改め、「第三十九条第一項」との下に「同項第十一号中「第二百七十四条ノ三第一項」とあるのは「労働金庫法第四十二条ニ於テ準用スル第二百七十四条ノ三第一項」と、「子会社」とあるのは「子会社(同法第二十四条第四項記載しなければならない)」に改める。

一 出資の総額

二 前条第一項の準備金の額

三 前条第一項の規定によりその事業年度に積み立てなければならない準備金の額

四 第五十九条の二において準用する商法第二百八十六条ノ一及び第二百八十六条ノ三の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額が前一号の準備金の合計額を超えるときはその超過額

5 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第十項において第一項の会計監査人について準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。第十項及び第一百一条において準用する商法の監査等に関する商法特例法)といふ。第七条第三項の規定により子会社(第三十四条第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。)に対して会計

に関する報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査したときは、その方法及び結果

二 前条第六項において同項の監査報告書について準用する商法第二百八十二条第三項第一号から第七号まで、第九号及び第十二号に掲げる事項(同項第六号及び第九号に掲げる事項については、会計に関する部分に限る)。

三 第三十九条の二第八項第三号中「第十一号」を「第十一号」に、「及び第九号」を「第九号及び第十一号」に改め、同条第十項中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。第一百一条において「商法特例法」という。)」を「商法特例法」に改める。

四 第五十八条第三項中「第三十四条第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。」を削除する。

五 第三十九条第六項中「あるのは、」を「あるのは」に改め、「第三十九条第一項」との下に「同項第十一号中「第二百七十四条ノ三第一項」とあるのは「労働金庫法第四十二条ニ於テ準用スル第二百七十四条ノ三第一項」と、「子会社」とあるのは「子会社(同法第二十四条第四項記載しなければならない)」に改める。

六 第三十九条の二第五項を次のように改める。

一 金庫の剩余金の配当は、事業年度終了日の日における純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。)から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

二 前条第一項の規定によりその事業年度に積み立てなければならない準備金の額

三 前条第一項の規定によりその事業年度に積み立てなければならない準備金の額

四 第五十九条の二において準用する商法第二百八十六条ノ一及び第二百八十六条ノ三の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額が前一号の準備金の合計額を超えるときはその超過額

五 資産につき時価を付すものとした場合(第五十九条の二において準用する商法第二百八十五条ノ第一項ただし書及び第二百八十五条ノ第一項ただし書及び第二

3

緊急性の認定に係る金融機関である銀行等及び緊急性の認定に係る銀行持株会社等の株式交換が行われた場合には、第七十四条及び第七十六条の二の規定に係る手続を行うため必要な範囲内において、いまだ株式交換の

第七十四條第一項中「同じ。」の下に「又は緊急性の認定に係る銀行持株会社等」を加え、「又は営業譲渡等」を「営業譲渡等又は株式交換」に改め、同条第二項第一号中「又は営業」を「営業」に改め、「譲受け」の下に「又は株式交換」を加え、「次号に掲げる場合」を「次号及び第二号の二に掲げるもの」に改め、同項第一号の次に次の二号を加える。

イ 認 商法第三百四十八条第一項の決議 完全親会社(商法第三百五十二条)

口 完全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等が株式交換により定款を変更していくに規定する定めを設ける場合における当該完全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等の株式交換についての承認及び完全子会社となつた銀行等の定款にその定めがないときの当該完全子会社となつた銀行等の株式交換についての承認第七十四条第四項中「金融機関」の下に「又は銀行持株会社等」を加え、同条第五項中「銀行等」を「銀行等又は銀行持株会社等は」に、「又は」を「銀行等又は銀行持株会社等は」に、「又は営業譲渡等」を「営業譲渡等又は株式交換」に、「又は営業の全部」を「営業の全部」に、

くは銀行持株会社等」に改め、同条第六項中「第二項第二号に定める決議」を「第一項第二号又は第二号の二口に定める決議」に改め、「同号口に定める決議については、完全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等におけるものに限る。」に改め、「同法」の下に「第三百五十三条第七項の規定は第二項第二号の一イに規定する場合について、同法」を加え、同条第九項中「本店を」を「緊急性の認定に係る銀行持株会社等の取締役は、同項の株主総会等の会日の二週間前から同項に規定する期限(当該期限が第四項の規定により延長された場合には、その延長後の期限)の到来した日以後六月を経過する日まで、当該緊急性の認定に係る株式交換の当事者である全部の銀行等又は銀行持株会社等の同法第三百五十四条第一項各号に掲げる書類(株式交換により完全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等にあつては、当該株式交換の当事者である全部の銀行等又は銀行持株会社等の同項各号に掲げる書類及び資金援助に関する契約の内容を記載した書面)を本店に改め、同条第十一項中「金融機関」の下に「又は緊急性の認定に係る銀行持株会社等」を加える。

「譲り受けた銀行等」を「譲り受けた銀行等又は株式交換により完全親会社となつた銀行等若しくは銀行持株会社等」に改め、同条第六項中「第二項第二号に定める決議」を「第一項第二号又は第二号の二〇に定める決議(同号ロに定める決議については「完全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等におけるものに限る。」)に改め、「同法」の下に「第三百五十三条第七項の規定は第二項第二号の一イに規定する場合について、同法」を加え、同条第九項中「本店」を、緊急性の認定に係る銀行持株会社等の取締役は、同項の株主総会等の会日の「一週間前から同項に規定する期限(当該期限が第四項の規定により延長された場合には、その延長後の期限)の到来した日以後六月を経過する日まで、当該緊急性の認定に係る株式交換の当事者である全部の銀行等又は銀行持株会社等の同法第三百五十四条第一項各号に掲げる書類(株式交換により完全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等にあつては、当該株式交換の当事者である全部の銀行等又は銀行持株会社等の同項各号に掲げる書類及び資金援助に関する契約の内容を記載した書面)を本店」に改め、同条第十一項中「金融機関」の下に「又は緊急性の認定に係る銀行持株会社等」を加える。

3 商法第二百六十六条の規定は、第一項の手続について準用する。

4
会社となつた銀行等又は銀行持株会社等について、変更の登記を当該銀行等又は銀行持株会社等の本店及び支店の所在地の登記所に嘱託するものとする。
第八十条に次の一項を加える。
緊急性の認定に係る株式交換については、
商法第三百六十条及び第三百六十二条第一項
並びに非訟事件手続法第二百一十六条第一項、
第二百三十二条ノ三、第二百三十五条ノ七及び第二
百四十条の規定を準用する。この場合において、
商法第三百六十条第一項及び第三百六十条
三条第一項中「株式交換ノ日ヨリ」とあるの
は、「預金保険法第七十四条第一項ニ規定ス
ル期限(当該期限が同条第四項ノ規定ニ依リ
延長セラレタル場合ニハ其ノ延長後ノ期限)
ノ到来セル日ヨリ」と読み替えるものとする。

第六十一条中「又は営業譲渡等」を「営業譲渡等又は株式交換」に改め、「第二百四十五条ノ四後段」の下に「、第三百五十三条第一項及び第三項から第七項まで、第三百五十四条、第三百五十五条、第三百五十九条、第三百六十条、第三百六十二条第一項及び第三项、第三百六十三条第一項」を加える。

第九十条第一号中「又は営業譲渡等」を「、営業譲渡等又は株式交換」に改め、同条第五号中「又は第八十条第一項」を「、第八十条第一項」に改め、「第四百四十四条ノ二の規定」の下に「又は第八十条第四項において準用する同法第二百六十条の規定」を、「第四百四十四条ノ二第一項」の下に「又は第八十条第四項において準用する同法第三百六十条第一項」を加える。

(銀行法の一部改正)

第二百三十三条 銀行法の一部を次のように改正する。

第十七条の二第三項中「(次項において「利益相当額」又は「損失相当額」という。)」を削り、同条第四項を削る。

ト 業務上の提携その他のイからへまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

六 当該上場会社等の子会社に次に掲げる事実が発生したこと。

イ 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

ロ イに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

七 当該上場会社等の子会社(第一項第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているものの発行者その他の大蔵省令で定めるものに限る。)の売上高等について、公表がされた公表がされた前事業年度の実績値)に比較して当該子会社が新たに算出した予想値又は事業年度の決算において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものに限る。)が生じたこと。

八 前二号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正)

第三十三条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「同法第二百八十八条」を「第

三百六十三条、第二百七十二条、第二百八十九条」に改める。

第二十一條第一項中「第三百四十五条第一項」の下に「、第三百五十三条第四項(同法第三百六十五条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「第三百四十八条第一項」の下に「、第三百五十二条第五項、第三百六十五条第二項」を加える。

氏名等を記載された者が候補者となつたときは、当該ボスターにつき撤去義務を課すものであり、おもむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について約一億五千万円の増加となる見込みである。

二、費用

本法施行に要する経費として、衆議院議員の通常選挙又は参議院議員の通常選挙に該当するものとして自治省令で定める船舶に乘つて本邦以外の区域を航海する船員(船員法(昭和二十一年法律第二百号)第一条((船員))に規定する船員をいう。)であるもののうち選挙の当日第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるもの(衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五一条、第四十六条第一項から第三項まで、前条及び第五十条の規定にかかるわらず、不在者投票管理者の管理する場所において、自治省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを自治省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

3 選挙人で船舶安全法(昭和八年法律第十一号)にいう遠洋区域を航行区域とする船舶その他に準ずるものとして自治省令で定める船舶に乘つて本邦以外の区域を航海する船員(船員法(昭和二十一年法律第二百号)第一条((船員))に規定する船員をいう。)であるもののうち選挙の当日第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるもの(衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五一条、第四十六条第一項から第三項まで、前条及び第五十条の規定にかかるわらず、不在者投票管理者の管理する場所において、自治省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを自治省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

第十四章の三中第二百一条の十四を第二百一条の十五とし、第二百一条の十三の次に次の二条を加える。

(選挙運動の期間前に掲示されたボスターの撤去)

第四号に規定する罪により刑に処せられ、その

官報(号外)

道府県の議会の議員、都道府県知事、指定都市の議会の議員又は市長の選挙については、当該選挙の期日の公示又は告示の前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となつたときは、当該候補者となつた日のうちに、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)において、当該ポスターを撤去しなければならない。

2 都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、前項の規定に違反して撤去しないポスターがあると認めるときは、撤去させることができる。この場合において、都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長に通報するものとする。

第二百三十五条の二第一号中「第二百一条の十四(政党その他の政治団体の機関紙誌)第一項」

を「第二百一条の十五(政党その他の政治団体の機関紙誌)第一項」に改め、同条第一号中「第二百一条の十四」を「第二百一条の十五」に改める。

第二百三十五条の二第一号中「第二百一条の十四(政党その他の政治団体の機関紙誌)第一項」に改め、同条第一号中「第二百一条の十五(政党その他の政治団体の機関紙誌)第一項」を「第二百五十二条の十一(政党その他の政治団体の機関紙誌)第一項」に改める。

第二百五十二条の十一第一項中「第二百一条の十四(政党その他の政治団体の機関紙誌)第一項」を改め、「第二百五十二条の十一(政党その他の政治団体の機関紙誌)第一項」に改め、同条第一号中「第二百五十二条の十一」を「第二百五十二条の十二」に改める。

3 第四十九条第三項の規定による投票については、船舶において投票を管理すべき者及び投票

を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長

は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきファクシミリ装置は投票

箱と、船舶において投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名

称若しくは略称を記載すべきものと定められた者は第四十八条第二項の規定により公職の候補

者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名

称若しくは略称を記載すべきものと定められた者は略称を記載すべきものと定められた者とみな

して、この章の規定を適用する。

第二百六十三条第四号中「並びに同条第一項」を「同条第一項」に改め、「郵送に要する費用」の下

に並びに同条第三項の規定により行われる送信に要する費用」を加える。

第二百六十九条の二中「取扱い」の下に「国外にある船舶におけるものを除く。」を加える。

第二百七十条第二項中「前項の規定にかかるわらず」の下に「第四十九条(不在者投票)第一項若しくは第三項の規定による投票に関する国外における行為」を加える。

第二百七十条第二項中「前項の規定にかかるわらず」の下に「第四十九条(不在者投票)第一項若しくは第三項の規定による投票に関する国外における行為」を加える。

第二百五十五条に次の二項を加える。

3 第四十九条第三項の規定による投票については、船舶において投票を管理すべき者及び投票

を経過した日から施行する。ただし、第四十

九条に一項を加える改正規定、第二百五十五条に一項を加える改正規定、第二百五十五条に一項を加える改正規定並びに第二百六十三条规定、第二百六十七号

に二項を加える改正規定並びに第二百六十三条规定、附則第四条中漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条第一項の表以外部分の改正規定、附則第六条及び附則第七条中農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第十二条の表以外の部分の改正規定(第四十六条の二)の下に「第四十九条第三項」を、「第二百五十二条の三」の下に「第二百五十五条第三項」を加える部分に限る。」は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)第十二条の二及び第八十六条の八第一項の規定(他の法律において準用する場合を含む。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後にした行為により刑に処せられた者について適用し、施行日前にした行為により刑に処せられた者については、なお從前の例による。

第二百七十七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 公職選挙法第三条(公職の定義)に規定する公職にある間に犯した同法第十二条第一項第四号に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終り又はその執行の免除を受けた者でその執行を終り又はその執行の免除を受けた日から五年を経過したものは、当該五年

を経過した日から五年間、被選挙権を有しない。

第二百七十九条第一項中「第二百五十五条第三項及び第二百六十三条第四号の規定並びに附則第六条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第二百七十九号)の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙から適用し、同日の前日までにその

期日を公示された衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

3 新法第二百一条の十四の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用する。

(地方自治法の一部改正)

第二百一十七条第一項及び第二百四十三条第一項中「若しくは同法第二百五十二条」を、「第二百五十二条」若しくは「第二百五十二条」に改める。

第二百六十四条第一項中「第二百五十二条」の下に「又は第二百五十二条」を加える。

(漁業法の一部改正)

第四条 漁業法の一部を次のように改正する。

第二百六十七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 公職選挙法第三条(公職の定義)に規定する公職にある間に犯した同法第十二条第一項第四号に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終り又はその執行の免除を受けた者でその執行を終り又はその執行の免除を受けた日から五年を経過したものは、当該五年

を経過した日から五年間、被選挙権を有しない。

第二百七十九条第一項中「第二百五十五条第三項及び第二百六十三条第四号の規定並びに附則第六条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第二百七十九号)の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙から適用し、同日の前日までにその

期日を公示された衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

3 新法第四十九条第三項、第二百五十五条第三項及び第二百六十三条第四号の規定並びに附則第六条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第二百七十九号)の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙から適用し、同日の前日までにその

期日を公示された衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

3 第四十九条第一項の表以外の部分中「第四十

六条の二」の下に「第四十九条第三項」を、「第

国旗及び国歌に関する法律案

国旗及び国歌に関する法律案

(国旗)

第一条 国旗は、日章旗とする。

第二条 日章旗の制式は、別記第一のとおりとする。
(国歌)

第三条 国歌は、君が代とする。

君が代の歌詞及び楽曲は、別記第一のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(商船規則の廃止)

2 商船規則(明治三年太政官布告第五十七号)は、廃止する。

(日章旗の制式の特例)

3 日章旗の制式については、当分の間、別記第一の規定にかかわらず、寸法の割合について縦を横の十分の七とし、かつ、日章の中心の位置について旗の中心から旗竿側に横の長さの百分の一偏した位置とすることができます。

別記第一(第一条関係)

日章旗の制式

一 寸法の割合及び日章の位置

縦 橫の三分の一

日章

直径 縦の五分の三

中心 旗の中心

二 彩色

地 白色

日章 紅色

国旗及び国歌に関する法律案に対する修正案
右の修正案を提出する。

平成十一年八月九日

提出者

峰崎 直樹

朝日 俊弘

伊藤 基隆

江田 五月

石田 今泉 小川 江本 小川 江本 木俣 勝木 小林 勝木 久保 元 佳士 健司 敏夫 孟紀 昭 美栄 今井 海野 小川 岡崎トミ子 川橋 幸子 北澤 駿美 郡司 小宮山洋子

別記第一(第一条関係)
君が代の歌詞及び楽曲

古林 広守 作曲

二 楽曲

歌 林 広守 作曲



官 報 (号外)

小山 峰男	佐藤 泰介	斎藤 雄平
竹村 泰子	千葉 景子	寺崎 昭久
谷林 正昭	角田 義一	高嶋 良充
長谷川 清	内藤 正光	谷井 充
広中和歌子	藤井 俊男	佐藤 泰介
福山 哲郎	本田 良一	斎藤 雄平
堀 利和	松崎 俊久	寺崎 昭久
前川 忠夫	円 より子	吉田 之久
松前 達郎	山下八洲夫	柳田 稔
本岡 昭次	和田 洋子	篠瀬 進
吉田 之久	吉田 之久	鶴見 满治
参議院議長 斎藤 十朗殿	参議院議長 斎藤 十朗殿	参議院議長 斎藤 十朗殿

審査報告書

自衛隊員倫理法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年八月九日

参議院議長 斎藤 十朗殿

外交・防衛委員長 河本 英典

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、自衛隊員が国民全体の奉仕者であつてその職務は国民から負託された公務であることにかんがみ、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する国民の信頼を確保するため、自衛隊員倫理規程の制定、幹部自衛隊員に係る贈与等、株取引等及び所得等の報告、自衛隊員倫理審査会の設置、倫理監督官の設置等自衛隊員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

別に費用を要しない。

右の本院提出案をここに送付する。

平成十一年八月六日

参議院議長 斎藤 十朗殿

第一条を削り、第一条第一項中「日章旗とする」を「日章旗である」に改め、同条第二項中「別記第一」を「別記」に改め、同条中見出し及び条名を削り、第一項に項番号を付する。

附則第三項中「別記第一」を「別記」に改める。

別記第二を削り、別記第一中「(第一条關係)」を削り、別記第一を別記とする。

自衛隊員倫理法

目次

第一章 総則(第一条~第四条)

第二章 自衛隊員倫理規程(第五条)

第三章 贈与等の報告及び公開(第六条~第九条)

第四章 自衛隊員倫理審査会及び懲戒手続の特例等(第十一条~第二十三条)

第五章 倫理監督官(二十四条)

第六章 雜則(第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自衛隊員が国民全体の奉仕者であつてその職務は国民から負託された公務であることにかんがみ、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において、「自衛隊員」とは、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第一条第五項に規定する隊員(常勤を要しない者を除く。)をいう。

2 この法律において、「部員級以上の自衛隊員」

とは、次に掲げる自衛隊員(第三号から第五号までに掲げる自衛隊員については、防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「給与法」という。)第十一

条第一項に規定する俸給の特別調整額の支給を受ける者に限る。)をいう。

一 給与法第四条第二項の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)別表第一「行政職俸給表」の適用を受ける自衛隊員であつて、同表の職務の級七級以上のも

の三第一項に規定する俸給の特別調整額の支給

を受ける者に限る。)をいう。

二 給与法第四条第二項の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)別表第一「行政職俸給表」の適用を受ける自衛隊員であつて、同表の職務の級七級以上のも

の三第一項に規定する俸給の特別調整額の支給

を受ける者に限る。)をいう。

三 給与法第四条第二項の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)別表第一「行政職俸給表」の適用を受ける自衛隊員であつて、同表の職務の級七級以上のも

の三第一項に規定する俸給の特別調整額の支給

を受ける者に限る。)をいう。

四 給与法第四条第二項の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)別表第一「行政職俸給表」の適用を受ける自衛隊員であつて、同表の職務の級七級以上のも

の三第一項に規定する俸給の特別調整額の支給

を受ける者に限る。)をいう。

五 給与法第四条第二項の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)別表第一「行政職俸給表」の適用を受ける自衛隊員であつて、同表の職務の級七級以上のも

の三第一項に規定する俸給の特別調整額の支給

を受ける者に限る。)をいう。

六 給与法第四条第二項の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)別表第一「行政職俸給表」の適用を受ける自衛隊員であつて、同表の職務の級七級以上のも

の三第一項に規定する俸給の特別調整額の支給

を受ける者に限る。)をいう。

七 給与法第四条第二項の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)別表第一「行政職俸給表」の適用を受ける自衛隊員であつて、同表の職務の級七級以上のも

の三第一項に規定する俸給の特別調整額の支給

を受ける者に限る。)をいう。

八 給与法第四条第二項の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)別表第一「行政職俸給表」の適用を受ける

る自衛隊員であつて、同表の職務の級六級以上の人

九 給与法第四条第二項の規定により一般職給与法別表第八ハ医療職俸給表の適用を受けた自衛隊員であつて、同表の職務の級六級以上のもの

十 給与法第四条第二項の規定により一般職給与法別表第九指定職俸給表の適用を受ける自衛隊員

十一 給与法第四条第三項の規定により一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)

第六条第一項の俸給表に定める額の俸給を受ける自衛隊員

十二 三等陸佐、二等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員

十三 三等陸佐、二等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員

十四 三等陸佐、二等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員

十五 三等陸佐、二等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員

十六 三等陸佐、二等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員

十七 三等陸佐、二等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員

十八 三等陸佐、二等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員

十九 三等陸佐、二等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員

二十 三等陸佐、二等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員

二十一 三等陸佐、二等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員

二十二 三等陸佐、二等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員

二十三 三等陸佐、二等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員

二十四 三等陸佐、二等海佐又は三等空佐以上の自衛隊員

4

(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人

の定めがあるものを含む)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。

5 この法律の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行ふ場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

(自衛隊員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第三条 自衛隊員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してものみの奉仕者ではないこと

一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に對し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならぬ。

2 自衛隊員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利害のために用いてはならない。

3 自衛隊員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

(国会報告)

第四条 内閣は、毎年、国会に、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する施策に関する報告書を提出しなければならない。

(第二章 自衛隊員倫理規程)

第五条 内閣は、第三条に掲げる倫理原則を踏まえ、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るた

めに必要な事項に関する政令(以下「自衛隊員倫理規程」という。)を、国家公務員倫理法(平成十

年の法律第号)第五条第一項に規定する国家公務員倫理規程に準じて定めるものとする。この場合において、自衛隊員倫理規程には、自衛隊員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等自衛隊員の職務に利害関係を有する者との接触その他の国民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関する自衛隊員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

6 この法律の規定の適用については、防衛庁長官又は防衛施設庁長官は、自衛隊員の職務に係る倫理に関する訓令を定めることができる。

7 防衛庁長官は、前項の訓令を定めるに当たっては、自衛隊員倫理審査会の意見を聽かなければならない。次項の規定による防衛施設庁長官の求めがあつた場合についても、同様とする。

8 防衛施設庁長官は、第一項の訓令を定めるに当たっては、防衛庁長官に対し、自衛隊員倫理審査会の意見を聴くことを求めなければならない。

9 一 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額

二 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となつた事實

三 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を受けた事業者等の名称及び住所

四 前二号に掲げるもののほか自衛隊員倫理規程で定める事項

5 内閣は、自衛隊員倫理規程及び第二項の訓令の制定又は改廃があつたときは、これを国会に報告しなければならない。

(贈与等の報告)

第六条 部員級以上の自衛隊員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与を受けたとき(当該贈与等を受けて了承したとき)又は当該贈与等の報酬を受けたとき(当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けたとき(当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けたとき))に、前項の規定により提出を要

3 防衛庁長官は、前項の規定により提出を受けた贈与等報告書の写し及び前項の規定により送付を受けた贈与等報告書の写しを、自衛隊員倫理審査会に送付するものとする。

(株取引等の報告)

第七条 本厅審議官級以上の自衛隊員は、前年に

において行つた株券等(株券等(株券(端株券を含む)、新株引受権を表示する証券若しくは証書、転換社債券又は新株引受権付社債券をいう。以下この項において同じ。)の取得又は譲渡(本庁審議官級以上の自衛隊員である間に行つたものに限る。以下「株取引等」という。)について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、防衛施設長官(防衛施設長官)に提出しなければならない。

2 防衛施設長官は、前項の株取引等報告書の提出を受けたときは、当該株取引等報告書の写しを防衛施設長官に送付しなければならない。

3 防衛施設長官は、第一項の規定により提出を受けた株取引等報告書の写し及び前項の規定により送付するものとする。

第八条 本庁審議官級以上の自衛隊員(前年一年間を通じて本庁審議官級以上の自衛隊員であつたものに限る。)は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、防衛施設長官防衛施設長官に提出しなければならない。

一 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における金額(当該金額が百万円を超える場合は前項の納税申告書の写しに記すこと)。

二 前年分の所得について同年分の所得税が課され

る場合における当該所得に係る次に掲げる金額(当該金額が百万円を超えるときは、その基因となつた事実を当該納税申告書の写しに記すこと)。

3 防衛施設長官は、第一項の所得等報告書又

は前項の納税申告書の写し(以下「所得等報告書等」という。)の提出を受けたときは、当該所得

実)

イ 総所得金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十二条第一項に規定する総所得金額をいう。)及び山林所得金額(同条第三項に規定する山林所得金額をいう。)に係る各種所得の金額(同法第一条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下同じ。)

ロ 各種所得の金額(退職所得の金額(所得税法第三十三条第二項に規定する退職所得の金額をいう。)及び山林所得の金額(同法第二十二条第三項に規定する山林所得の金額をいう。)を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の規定により、所得税法第二十二条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額

二 前年中ににおいて贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十二条の二に規定する贈与税の課税価格をいう。)

3 前項の所得等報告書の提出は、納税申告書(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第六号に規定する納税申告書をいう。以下同じ。)の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同項第一号イ又はロに掲げる金額が百万円を超えるときは、その基因となつた事実を当該納税申告書の写しに記しなければならない。

4 防衛施設長官は、第一項の所得等報告書又

は前項の納税申告書の写し(以下「所得等報告書等」という。)の提出を受けたときは、当該所得

実)

等報告書等の写しを防衛施設長官に送付しなければならない。

4 防衛施設長官は、第一項又は第二項の規定により提出を受けた所得等報告書等の写し及び前項の規定により送付を受けた所得等報告書等の写しを、自衛隊員倫理審査会に送付するものとする。

(報告書の保存及び閲覧)

第九条 前三条の規定により提出された贈与税報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等(以下「各種報告書」という。)は、これらを受理した防衛施設長官(防衛施設長官の職員である自衛隊員が提出した各種報告書については、これらを受理した防衛施設長官において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

第十一条 審査会の所掌事務及び権限は、次のとおりとする。

一 次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を防衛施設長官に建議すること。

二 自衛隊員倫理規程に関する事項

イ この法律又はこの法律に基づく命令(第

五条第二項の規定に基づく訓令を含む。以

下同じ。)に違反した場合に係る懲戒処分の

基準に関する事項

ロ この法律又はこの法律に基づく命令(第

五条第二項の規定に基づく訓令を含む。以

下同じ。)に違反した場合に係る懲戒処分の

基準に関する事項

ハ 自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る調査研究及び企画に関する事項

二 自衛隊員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する事項

三 自衛隊員倫理規程の遵守のための体制整備に関する事項

四 第五条第三項、第九条第二項ただし書、次

の特例等

(自衛隊員倫理審査会の設置)

第十二条 白衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する事務を補佐させるため、防衛施設長官に、白衛隊員倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務及び権限等)

第十三条 審査会の所掌事務及び権限は、次のとおりとする。

一 次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を防衛施設長官に建議すること。

二 自衛隊員倫理規程に関する事項

イ この法律又はこの法律に基づく命令(第

五条第二項の規定に基づく訓令を含む。以

下同じ。)に違反した場合に係る懲戒処分の

基準に関する事項

ロ この法律又はこの法律に基づく命令(第

五条第二項の規定に基づく訓令を含む。以

下同じ。)に違反した場合に係る懲戒処分の

基準に関する事項

ハ 自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る調査研究及び企画に関する事項

二 各種報告書の審査を行ふこと。

三 次条第一項、第十六条第二項及び第十九条第二項の規定により防衛施設長官の命を受け、この法律又はこの法律に基づく命令に違反している疑いがあると思料する行為又は違反する行為について調査を行うこと。

四 第五条第三項、第九条第二項ただし書、次

条第二項及び第三項、第十四条第一項(第十
五条第一項において準用する場合を含む)、

第十五条第一項、第十七条第一項、第十八条
第二項、第二十条第一項及び第二十一項、第二十
一条並びに第二十三条の規定に基づく防衛厅
長官の諮問に応じて意見を述べること。

五 前各号に掲げるもののほか、法律又は法律
に基づく命令に基づき審査会に属させられた
事務及び権限

2 審査会の組織、委員その他必要な事項につい
ては、政令で定める。
(防衛厅本庁の職員に対する防
衛厅長官による懲戒手続等)

第十二条 防衛厅長官は、自衛隊員(防衛施設庁
の職員である自衛隊員を除く)にこの法律又は
この法律に基づく命令に違反する行為を行った
疑いがあると思料するときは、審査会に対し、
当該行為に関する調査を行うよう命じなければ
ならない。

2 防衛厅長官は、前項の調査の結果、この法律
又はこの法律に基づく命令に違反する行為があ
ることを理由として懲戒処分を行おうとすると
きは、審査会の意見を聽かなければならない。

3 防衛厅長官は、自衛隊員(防衛施設庁の職員
である自衛隊員を除く)にこの法律又はこの法
律に基づく命令に違反する行為があることを理
由として懲戒処分を行った場合において、自衛
隊員の職務に係る倫理の保持を図るために必
要があると認めるときは、審査会の意見を聴い
て、当該懲戒処分の概要の公表(第七条第一項
の株取引等報告書中の当該懲戒処分に係る取
引等についての部分の公表を含む。以下同じ。)

をすることができる。

(調査の端緒に係る防衛施設庁長官の報告)

第十三条 防衛施設庁長官は、防衛施設庁の職員
である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づ
く命令に違反する行為を行った疑いがあると思
料するときは、その旨を防衛厅長官に報告しな
ければならない。

(防衛施設庁の職員である自衛隊員に対する防
衛施設庁長官による調査)

第十四条 防衛施設庁長官は、防衛施設庁の職員
である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づ
く命令に違反する行為を行った疑いがあると思
料して当該行為に関して調査を行おうとすると
きは、防衛厅長官にその旨を通知しなければな
らない。

2 防衛施設庁長官は、前項の調査を行った場合には、
審査会に対し、防衛施設庁長官と共同して当該
調査を行うよう命じなければならない。

2 防衛厅長官は、防衛施設庁長官に対し、前項
の調査の経過について、報告を求め、又は審査
会の意見を聴いて、意見を述べることができ
らない。

3 防衛施設庁長官は、第一項の調査を終了した
ときは、連絡なく、防衛厅長官に対し、当該調
査の結果を報告しなければならない。

(防衛施設庁長官に対する調査の要求等)

2 防衛施設庁長官は、前項の調査を行った場合には、
審査会に対し、防衛厅長官は、あらかじめ、
防衛施設庁長官の意見を聽かなければなら
ない。

2 防衛厅長官は、前項の承認を行つて、防衛施設
庁長官の承認を得なければならない。

2 防衛厅長官は、前項の承認を行つて、防衛施設
庁長官の意見を聽かなければならない。

3 防衛施設庁長官は、第一項の決定をしたときは、
防衛施設庁長官にその旨を通知しなければな
らない。

2 防衛施設庁長官は、前項の通知を受けたとき
は、審査会が行う調査に協力しなければなら
ない。

3 防衛厅長官は、第一項の決定をしたときは、
防衛施設庁長官にその旨を通知しなければな
らない。

4 防衛施設庁長官は、前項の通知を受けたとき
は、審査会が行う調査に協力しなければなら
ない。

5 防衛施設庁長官は、第三項の通知を受けた場
合において、第一項の調査の対象となつている
自衛隊員に対する懲戒処分又は退職に係る処分
を行おうとするときは、あらかじめ、防衛厅長
官に協議しなければならない。ただし、次条第
二項の規定による懲戒処分の勧告を受けたとき
又は第二十二条の規定による通知を受けたとき
は、この限りでない。

(共同調査)

第十六条 防衛厅長官は、第十四条第一項(前条
第二項において準用する場合を含む)の規定に
より報告を受けた場合において必要があると認
めるときは、この法律又はこの法律に基づく命
令に違反する行為に關し、防衛施設庁長官と共
同して調査を行うことができる。この場合にお
いては、防衛厅長官は、防衛施設庁長官に対
し、共同して調査を行う旨を通知しなければな
らない。

第十七条 防衛施設庁長官は、防衛施設庁の職員
である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づ
く命令に違反する行為があることを理由として
懲戒処分を行おうとするときは、あらかじめ、
防衛施設庁長官の意見を聽かなければなら
ない。

2 防衛厅長官は、前項の調査を行つて、防衛施
設庁長官にその旨を通知しなければなら
ない。

2 防衛厅長官は、前項の承認を行つて、防衛施
設庁長官の意見を聽かなければなら
ない。

2 防衛厅長官は、前項の承認を行つて、防衛施
設庁長官の意見を聽かなければならない。

3 防衛厅長官は、第一項の決定をしたときは、
防衛施設庁長官にその旨を通知しなければな
らない。

2 防衛施設庁長官は、前項の通知を受けたとき
は、審査会が行う調査に協力しなければなら
ない。

3 防衛厅長官は、第一項の決定をしたときは、
防衛施設庁長官にその旨を通知しなければな
らない。

4 防衛施設庁長官は、前項の通知を受けたとき
は、審査会が行う調査に協力しなければなら
ない。

5 防衛施設庁長官は、第三項の通知を受けた場
合において、第一項の調査の対象となつている
自衛隊員に対する懲戒処分又は退職に係る処分
を行おうとするときは、あらかじめ、防衛厅長
官に協議しなければならない。ただし、次条第
二項の規定による懲戒処分の勧告を受けたとき
又は第二十二条の規定による通知を受けたとき
は、この限りでない。

設庁長官に対し、当該懲戒処分の概要の公表に
ついて意見を述べることができる。

(防衛施設庁の職員である自衛隊員に対する防
衛施設庁長官による調査)

第十九条 防衛厅長官は、第十三条の報告又はそ
の他の方法により防衛施設庁の職員である自衛
隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違
反する行為を行つた疑いがあると思料する場合
であつて、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に
関し特に必要があると認めるときは、当該行為
に関する調査の開始を決定することができる。

この場合においては、防衛厅長官は、あらかじ
め、防衛施設庁長官の意見を聽かなければなら
ない。

2 防衛厅長官は、前項の調査を行つて、防衛施
設庁長官にその旨を通知しなければなら
ない。

2 防衛厅長官は、前項の承認を行つて、防衛施
設庁長官の意見を聽かなければならない。

3 防衛厅長官は、第一項の決定をしたときは、
防衛施設庁長官にその旨を通知しなければな
らない。

2 防衛施設庁長官は、前項の通知を受けたとき
は、審査会が行う調査に協力しなければなら
ない。

3 防衛厅長官は、第一項の決定をしたときは、
防衛施設庁長官にその旨を通知しなければな
らない。

4 防衛施設庁長官は、前項の通知を受けたとき
は、審査会が行う調査に協力しなければなら
ない。

5 防衛施設庁長官は、第三項の通知を受けた場
合において、第一項の調査の対象となつている
自衛隊員に対する懲戒処分又は退職に係る処分
を行おうとするときは、あらかじめ、防衛厅長
官に協議しなければならない。ただし、次条第
二項の規定による懲戒処分の勧告を受けたとき
又は第二十二条の規定による通知を受けたとき
は、この限りでない。

(懲戒処分の勧告等)

第二十条 防衛庁長官は、前条の調査の結果、審査会の意見を聽いて、防衛施設庁長官に対し、監督上必要な措置を講するよう求めることができる。

2 防衛庁長官は、前条の調査の結果、防衛施設庁長官において懲戒処分を行うことが適当であると料するときは、審査会の意見を聽いて、防衛施設庁長官に対し、懲戒処分を行なべき旨の勧告をすることができる。

3 防衛施設庁長官は、前項の勧告に係る措置について、防衛庁長官に対し、報告しなければならない。

(防衛施設庁による懲戒処分)

第二十一条 防衛庁長官は、第十九条の調査を経て、必要があると認めるときは、自衛隊員による懲戒処分を行なうことができる。

(調査終了及び懲戒処分の通知)

第二十二条 防衛庁長官は、第十九条の調査を終了したとき又は前条の規定により懲戒処分を行なったときは、その旨及びその内容を防衛施設庁長官に通知するものとする。

(防衛庁長官による懲戒処分の概要の公表)

第二十三条 防衛庁長官は、第二十一条の規定により懲戒処分を行なった場合において、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るために必要があると認めるときは、審査会の意見を聽いて、当該懲戒処分の概要の公表をることができるものとする。

第五章 倫理監督官

第二十四条 自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため、防衛庁本庁及び防衛施設庁に、それぞれ倫理監督官一人を置く。

2 倫理監督官は、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言並びに体制の整備を行う。

3 倫理監督官は、前項に規定する職務を行なうに当たっては、国家公務員倫理審査会と常に緊密な連絡を保たなければならない。

第六章 雜則

第二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五章の規定 公布の日

二 第二条第一項及び第三項、第八条並びに附則第四条の規定 平成十二年一月一日

(経過措置)

第一条 第六条の規定は、この法律の施行の日以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。

第二条 第七条の規定は、この法律の施行の日以後に行なった株取引等について適用する。

第三条 第八条の規定は、平成十二年分以後の所得及び同年分以後の贈与税に係る贈与について適用する。

第五条 (自衛隊法の一部改正)

第二十六条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「又はこの」を「若しくは自衛隊員倫理法(平成十一年法律第号)又はこれらの」に改める。

第六十五条中「本節」の下に「又は自衛隊員倫理法」を加える。

第六章 (自衛隊法の一部改正)

第五条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「又はこの」を「若しくは自衛隊員倫理法(平成十一年法律第号)又はこれらの」に改める。

第六十五条中「本節」の下に「又は自衛隊員倫理法」を加える。

第五章 倫理監督官

第二十四条 白衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため、防衛庁本庁及び防衛施設庁に、それぞれ倫理監督官一人を置く。

2 倫理監督官は、白衛隊員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言並びに体制の整備を行う。

3 倫理監督官は、前項に規定する職務を行なうに当たっては、国家公務員倫理審査会と常に緊密な連絡を保たなければならない。

第六章 雜則

第二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五章の規定 公布の日

二 第二条第一項及び第三項、第八条並びに附則第四条の規定 平成十二年一月一日

(経過措置)

第一条 第六条の規定は、この法律の施行の日以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。

第二条 第七条の規定は、この法律の施行の日以後に行なった株取引等について適用する。

第三条 第八条の規定は、平成十二年分以後の所得及び同年分以後の贈与税に係る贈与について適用する。

第五章 倫理監督官

第二十四条 白衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため、防衛庁本庁及び防衛施設庁に、それぞれ倫理監督官一人を置く。

2 倫理監督官は、白衛隊員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言並びに体制の整備を行う。

3 倫理監督官は、前項に規定する職務を行なうに当たっては、国家公務員倫理審査会と常に緊密な連絡を保たなければならない。

第六章 雜則

第二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五章の規定 公布の日

二 第二条第一項及び第三項、第八条並びに附則第四条の規定 平成十二年一月一日

(経過措置)

第一条 第六条の規定は、この法律の施行の日以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。

第二条 第七条の規定は、この法律の施行の日以後に行なった株取引等について適用する。

第三条 第八条の規定は、平成十二年分以後の所得及び同年分以後の贈与税に係る贈与について適用する。

第五章 倫理監督官

第二十四条 白衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため、防衛庁本庁及び防衛施設庁に、それぞれ倫理監督官一人を置く。

2 倫理監督官は、白衛隊員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言並びに体制の整備を行う。

3 倫理監督官は、前項に規定する職務を行なうに当たっては、国家公務員倫理審査会と常に緊密な連絡を保たなければならない。

第六章 雜則

第二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五章の規定 公布の日

二 第二条第一項及び第三項、第八条並びに附則第四条の規定 平成十二年一月一日

(経過措置)

第一条 第六条の規定は、この法律の施行の日以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。

第二条 第七条の規定は、この法律の施行の日以後に行なった株取引等について適用する。

第三条 第八条の規定は、平成十二年分以後の所得及び同年分以後の贈与税に係る贈与について適用する。

第一章 総則(第一条～第四条)

第二章 国家公務員倫理規程(第五条)

第三章 贈与等の報告及び公開(第六条第一項)

(条)

第四章 国家公務員倫理審査会(第十一条第一項)

(第十八条)

第五章 倫理監督官(第三十九条)

第六章 雜則(第四十条第一項)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国家公務員が国民全体の奉仕者であつてその職務は国民から負託された公務であることから、国家公務員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律(第二十一条第一項及び第四十二条第一項を除く。)において、「職員」とは、國家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第二条第一項に規定する一般職に属する国家公務員(委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準する職にある者で常勤を要しないものを除く。)をいう。

2 この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)の適用を受ける職員であつて、次に掲げるものについては、一般職給与法第十条の二第一項の規

定期による俸給の特別調整額の支給を受ける者に限る。)

イ 一般職給与法別表第一イ行政職俸給表(一)

ロ 一般職給与法別表第二専門行政職俸給表(一)

の職務の級七級以上の職員

の職務の級四級以上の職員

ハ 一般職給与法別表第三税務職俸給表の職務の級七級以上の職員

二 一般職給与法別表第四イ公安職俸給表(一)

の職務の級七級以上の職員

三 一般職給与法別表第五イ海事職俸給表(一)

の職務の級五級以上の職員

ト 一般職給与法別表第六イ教育職俸給表(一)

の職務の級四級以上の職員

チ 一般職給与法別表第六ロ教育職俸給表(一)

の職務の級三級以上の職員

リ 一般職給与法別表第六ハ教育職俸給表(一)

の職務の級三級以上の職員

ヌ 一般職給与法別表第七ニ教育職俸給表(一)

の職務の級四級以上の職員

ハ 檢察官俸給法第八イ医療職俸給表(一)

の職務の級三級以上の職員

ワ 一般職給与法別表第七研究職俸給表(一)

の職務の級四級以上の職員

ヲ 一般職給与法別表第八イ医療職俸給表(一)

の職務の級六級以上の職員

二 任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、同表四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの

三 檢察官俸給法の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの

イ 檢事総長、次長検事及び検事

四 檢察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号。以下「検察官俸給法」という。)の適用を受ける職員であつて、次に掲げるものの

イ 檢事総長、次長検事及び検事

五 檢察官俸給法別表検事の項五号の俸給月額以上の俸給を受ける検事

六 檢察官俸給法別表副検事の項十一号の俸給月額以上の俸給を受ける副検事

三 この法律において、「指定職以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

一 一般職給与法別表第九指定職俸給表の適用を受ける職員

二 任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、同表四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの

三 檢察官俸給法の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの

イ 檢事総長、次長検事及び検事

二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号。以下「任期付研究員法」という。)第六条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員

三 国の経営する企業に勤務する職員の給与と賃金に関する特例法(昭和二十九年法律第二百四十一号)の適用を受ける職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして主務大臣(同法第四条に規定する主務大臣をいう。)が定めるもの

四 檢察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号。以下「検察官俸給法」という。)の適用を受ける職員である個人に限る。)をいう。

一 一般職給与法別表第九指定期俸給表の適用を受ける職員であつて、同表四号俸の俸給月額以上の俸給を受ける職員をいう。

二 檢察官俸給法の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの

イ 檢事総長、次長検事及び検事

三 檢察官俸給法別表検事の項五号の俸給月額以上の俸給を受ける検事

四 檢察官俸給法別表副検事の項十一号の俸給月額以上の俸給を受ける副検事

五 檢察官俸給法別表研究職俸給表の項八号の俸給月額以上の俸給を受ける研究職員

六 檢察官俸給法別表研究員の項九号の俸給月額以上の俸給を受ける研究員

七 檢察官俸給法別表副研究員の項十号の俸給月額以上の俸給を受ける副研究員

八 檢察官俸給法別表医療職俸給表の項八号の俸給月額以上の俸給を受ける医療職員

九 檢察官俸給法別表医療職の項九号の俸給月額以上の俸給を受ける医療職

十 檢察官俸給法別表研究職の項十号の俸給月額以上の俸給を受ける研究職

十一 檢察官俸給法別表副研究職の項十一号の俸給月額以上の俸給を受ける副研究職

十二 檢察官俸給法別表医療職の項十二号の俸給月額以上の俸給を受ける医療職

十三 檢察官俸給法別表副医療職の項十三号の俸給月額以上の俸給を受ける副医療職

十四 檢察官俸給法別表研究員の項十四号の俸給月額以上の俸給を受ける研究員

十五 檢察官俸給法別表副研究員の項十五号の俸給月額以上の俸給を受ける副研究員

十六 檢察官俸給法別表医療職の項十六号の俸給月額以上の俸給を受ける医療職

十七 檢察官俸給法別表副医療職の項十七号の俸給月額以上の俸給を受ける副医療職

十八 檢察官俸給法別表研究職の項十八号の俸給月額以上の俸給を受ける研究職

十九 檢察官俸給法別表副研究職の項十九号の俸給月額以上の俸給を受ける副研究職

二十 檢察官俸給法別表医療職の項二十号の俸給月額以上の俸給を受ける医療職

二十一 檢察官俸給法別表副医療職の項二十一号の俸給月額以上の俸給を受ける副医療職

二十二 檢察官俸給法別表研究員の項二十二号の俸給月額以上の俸給を受ける研究員

二十三 檢察官俸給法別表副研究員の項二十三号の俸給月額以上の俸給を受ける副研究員

二十四 檢察官俸給法別表医療職の項二十四号の俸給月額以上の俸給を受ける医療職

二十五 檢察官俸給法別表副医療職の項二十五号の俸給月額以上の俸給を受ける副医療職

二十六 檢察官俸給法別表研究職の項二十六号の俸給月額以上の俸給を受ける研究職

二十七 檢察官俸給法別表副研究職の項二十七号の俸給月額以上の俸給を受ける副研究職

二十八 檢察官俸給法別表医療職の項二十八号の俸給月額以上の俸給を受ける医療職

二十九 檢察官俸給法別表副医療職の項二十九号の俸給月額以上の俸給を受ける副医療職

三十 檢察官俸給法別表研究員の項三十号の俸給月額以上の俸給を受ける研究員

三十一 檢察官俸給法別表副研究員の項三十一号の俸給月額以上の俸給を受ける副研究員

三十二 檢察官俸給法別表医療職の項三十二号の俸給月額以上の俸給を受ける医療職

三十三 檢察官俸給法別表副医療職の項三十三号の俸給月額以上の俸給を受ける副医療職

ハ 檢察官俸給法第九条に定める俸給月額の俸給又は検察官俸給法別表副検事の項一号の俸給月額の俸給を受ける副検事

イ 檢察官俸給法別表第九指定期俸給表の適用を受ける職員

二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号。以下「任期付研究員法」という。)第六条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員

三 国の経営する企業に勤務する職員の給与と賃金に関する特例法(昭和二十九年法律第二百四十一号)の適用を受ける職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして主務大臣(同法第四条に規定する主務大臣をいう。)が定めるもの

一 一般職給与法別表第九指定期俸給表の適用を受ける職員であつて、同表四号俸の俸給月額以上の俸給を受ける職員をいう。

二 檢察官俸給法の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの

イ 檢事総長、次長検事及び検事

三 檢察官俸給法別表検事の項五号の俸給月額以上の俸給を受ける検事

四 檢察官俸給法別表副検事の項十一号の俸給月額以上の俸給を受ける副検事

五 檢察官俸給法別表研究職俸給表の項八号の俸給月額以上の俸給を受ける研究職員

六 檢察官俸給法別表副研究職の項九号の俸給月額以上の俸給を受ける副研究職員

七 檢察官俸給法別表医療職俸給表の項八号の俸給月額以上の俸給を受ける医療職員

八 檢察官俸給法別表副医療職の項九号の俸給月額以上の俸給を受ける副医療職員

九 檢察官俸給法別表研究員の項十号の俸給月額以上の俸給を受ける研究員

十 檢察官俸給法別表副研究員の項十一号の俸給月額以上の俸給を受ける副研究員

十一 檢察官俸給法別表医療職の項十二号の俸給月額以上の俸給を受ける医療職員

十二 檢察官俸給法別表副医療職の項十三号の俸給月額以上の俸給を受ける副医療職員

十三 檢察官俸給法別表研究員の項十四号の俸給月額以上の俸給を受ける研究員

十四 檢察官俸給法別表副研究員の項十五号の俸給月額以上の俸給を受ける副研究員

十五 檢察官俸給法別表医療職の項十六号の俸給月額以上の俸給を受ける医療職員

十六 檢察官俸給法別表副医療職の項十七号の俸給月額以上の俸給を受ける副医療職員

十七 檢察官俸給法別表研究員の項十八号の俸給月額以上の俸給を受ける研究員

十八 檢察官俸給法別表副研究員の項十九号の俸給月額以上の俸給を受ける副研究員

十九 檢察官俸給法別表医療職の項二十号の俸給月額以上の俸給を受ける医療職員

二十 檢察官俸給法別表副医療職の項二十一号の俸給月額以上の俸給を受ける副医療職員

二十一 檢察官俸給法別表研究員の項二十二号の俸給月額以上の俸給を受ける研究員

二十二 檢察官俸給法別表副研究員の項二十三号の俸給月額以上の俸給を受ける副研究員

二十三 檢察官俸給法別表医療職の項二十四号の俸給月額以上の俸給を受ける医療職員

二十四 檢察官俸給法別表副医療職の項二十五号の俸給月額以上の俸給を受ける副医療職員

二十五 檢察官俸給法別表研究員の項二十六号の俸給月額以上の俸給を受ける研究員

二十六 檢察官俸給法別表副研究員の項二十七号の俸給月額以上の俸給を受ける副研究員

二十七 檢察官俸給法別表医療職の項二十八号の俸給月額以上の俸給を受ける医療職員

二十八 檢察官俸給法別表副医療職の項二十九号の俸給月額以上の俸給を受ける副医療職員

二十九 檢察官俸給法別表研究員の項三十号の俸給月額以上の俸給を受ける研究員

三十 檢察官俸給法別表副研究員の項三十一号の俸給月額以上の俸給を受ける副研究員

三十一 檢察官俸給法別表医療職の項三十二号の俸給月額以上の俸給を受ける医療職員

三十二 檢察官俸給法別表副医療職の項三十三号の俸給月額以上の俸給を受ける副医療職員

のための私的利息のために用いてはならない。

3 職員は、法律により与えられた権限の行使に当たつては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
 (国会報告)
 第四条 内閣は、毎年、国会に、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 国家公務員倫理規程

第五条 内閣は、第三条に掲げる倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する政令(以下「国家公務員倫理規程」という)を定めるものとする。この場合において、国家公務員倫理規程には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他国民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関する職員の遵守すべき事項が含まれていなければならぬ。

2 内閣は、国家公務員倫理規程の制定又は改廃に際しては、国家公務員倫理審査会の意見を聽かなければならない。

3 各省各庁の長(内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、人事院総裁、内閣法制局長官及び警察庁長官並びに各外局の長をいう。以下同じ。)は、国家公務員倫理審査会の同意を得て、当該各省各庁に属する職員の職務に係る倫理に関する訓令を定めることができる。

4 内閣は、国家公務員倫理規程及び前項の訓令の制定又は改廃があったときは、これを国会に報告しなければならない。

第三章 贈与等の報告及び公開

(贈与等の報告)

第六条 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与

若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受

けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として国家公務員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき(当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において本省課長補佐級以上の職員であつた場合に限り、かつ、当該贈与等に

より受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超える場合に限る。)

は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに、

次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当

該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、当該各省の長又はその委任を受けた者に提出し

なければならない。

一 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額

二 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額

三 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた事業者等又は当該報酬を

支払った事業者等の名称及び住所

四 前三号に掲げるもののほか国家公務員倫理規程で定める事項

2 各省各庁の長又はその委任を受けた者は、前

項の規定により株取引等報告書の提出を受けたときは、当該株取引等報告書の写しを国家公務員倫理審査会に送付しなければならない。

(所得等の報告)

第八条 本省審議官級以上の職員(前年一年間を通じて本省審議官級以上の職員であつたものに限る。)は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、三月一日から同月三十日までの間に、各省各庁の長又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

一 前年分の所得について同年分の所得税が課された場合における当該金額(当該金額が百万円を超える場合は、その金額(当該金額が百万円を超える場合は、その

あつては、当該金額及びその基準となつた事

係るものに限り、かつ、第九条第一項ただし書に規定する事項に係る部分を除く。)の写しを国

家公務員倫理審査会に送付しなければならない。

第六条 本省審議官級以上の職員は、前年におい

て行った株券等(株券(端株券を含む。)、新株引

取権を表示する証券若しくは証書、転換社債券

(株取引等の報告)

第七条 本省審議官級以上の職員は、前年におい

て行った株券等(株券(端株券を含む。)、新株引

取権を表示する証券若しくは証書、転換社債券

において同じ。)の取得又は譲渡(本省審議官級以

上の職員である間に行つたものに限る。以下「株取引等」という。)について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間た、各省各庁の長又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

二 各種所得の金額(退職所得の金額(所得税額をいう。)及び山林所得の金額(同法第三十二条第二項に規定する山林所得の金額をい

う。)を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の規定によ

り、所得税法第二十二条の規定にかかるわら

う。)を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の規定によ

り、所得税法第二十二条の規定にかかるわら

う。)を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の規定によ

り、所得税法第二十二条の規定にかかるわら

う。)を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の規定によ

り、所得税法第二十二条の規定にかかるわら

う。)を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の規定によ

り、所得税法第二十二条の規定にかかるわら

う。)を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の規定によ

り、所得税法第二十二条の規定にかかるわら

う。)を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の規定によ

実)

イ 総所得金額(所得税法(昭和四十年法律第

三十三号)第二十二条第二項に規定する総

所得金額をいう。)及び山林所得金額(同条

第三項に規定する山林所得金額をいう。)に

係る各種所得の金額(同法第二条第一項第一

項第一項に規定する各種所得の金額をい

う。)を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の規定によ

り、所得税法第二十二条の規定にかかるわら

官報(号外)

し(以下「所得等報告書等」という。)の提出を受けたときは、当該所得等報告書等の写しを国家公務員倫理審査会に送付しなければならない。

(報告書の保存及び閲覧)

第九条 前三条の規定により提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等は、受けた者において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日までこれらを受理した各省各庁の長又はその委任を受けて者において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、各省各庁の長又はその委任を受けた者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書(贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき二万円を超える部分に限る。)の閲覧を請求することができ

る。ただし、次の各号のいずれかに該当するものとしてあらかじめ国家公務員倫理審査会が認めた事項に係る部分については、この限りでない。

一 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

二 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

第十一条 人事院に、国家公務員倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

第四章 国家公務員倫理審査会

(所掌事務及び権限)
第十一條 審査会の所掌事務及び権限は、第五条第三項、第九条第二項(ただし書)第三十九条第一項、第四十条第三項及び第五項並びに第四十二条第三項に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 國家公務員倫理規程の制定又は改廃に関する事項
二 案をそなえて、内閣に意見を申し出ること。
三 職員の職務に係る倫理の保持に関する事項
四 職員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する総合的企画及び調整を行うこと。
五 国家公務員倫理規程の遵守のための体制整備に關し、各省各庁の長に指導及び助言を行うこと。

一 この法律又はこの法律に基づく命令(第五条第三項の規定に基づく訓令を含む。以下同じ。)に違反した場合に係る懲戒処分の基準の作成及び変更に関すること。
二 この法律又はこの法律に基づく命令(第五条第三項の規定に基づく訓令を含む。以下同じ。)に違反した場合に係る懲戒処分の基準の作成及び変更に関すること。

三 職員の職務に係る倫理の保持に関する事項

に係る調査研究及び企画を行うこと。

四 職員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する総合的企画及び調整を行うこと。

五 国家公務員倫理規程の遵守のための体制整備に關し、各省各庁の長に指導及び助言を行うこと。

六 贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等の審査を行うこと。

七 この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為に關し、任命権者(国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。以下同じ。)に対し、調査を

求め、その経過につき報告を求める及び意見を述べ、その行う懲戒処分につき承認をし、並びにその懲戒処分の概要の公表について意見を述べること。

八 国家公務員法第十七条の二の規定により委設置)

任を受けた権限により調査を行うこと。
九 任命権者に対し、職員の職務に係る倫理の保持を図るために監督上必要な措置を講ずるよう求めること。

十 国家公務員法第八十四条の二の規定により委任を受けた権限により職員を懲戒手続に付し、及び懲戒処分の概要の公表をすること。

十一 前各号に掲げるもののほか、法律又は法律に基づく命令に基づき審査会に属させられた事務及び権限

第十一條 審査会の会長及び委員は、独立してその職権を行ふ。

(職権の行使)

第十二條 審査会の会長及び委員は、独立してその職権を行ふ。

(組織)

第十三條 審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

2 会長及び委員は、非常勤とすることができます。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会長及び委員の任期)

第十四條 会長及び委員の任期は、四年とする。

2 人事官としての残任期間が四年に満たない場合における前条第二項に規定する委員の任期は、前項の規定にかかわらず、当該残任期間と

4 会長及び委員は、再任されることができる。

3 捕欠の会長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会長及び委員の任期が満了したときは、当該会長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。

(身分保障)

第十五條 会長及び委員(第十四条第二項に規定する委員を除く。)としての前歴を有する者であつて、かつ、職員(検察官及び国立大学の教員を除く。)としての前歴を有する者についてはその在職期間が二十年を超えないもののうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2 委員のうち一人は、人事官のうちから、内閣が任命する者をもつて充てる。

3 会長又は前項に規定する委員以外の委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣は、第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、会長又は前項に規定する委員以外の委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣は、直ちに、その会長又は第二項に規定する委員を罷免しなければならない。

5 会長及び委員は、前項の規定にかかわらず、当該残任期間と

3 会長又は前項に規定する委員以外の委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣は、第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、会長又は前項に規定する委員以外の委員を任命することができる。

4 会長及び委員は、再任されることができる。

5 会長及び委員の任期が満了したときは、当該会長及び委員は、後任者が任命されるまで引き

続きその職務を行ふものとする。

6 会長及び委員は、再任されることができる。

7 会長及び委員の任期が満了したときは、当該会長及び委員は、後任者が任命されるまで引き

続きその職務を行ふものとする。

8 会長及び委員は、再任されることができる。

9 会長及び委員の任期が満了したときは、当該会長及び委員は、後任者が任命されるまで引き

続きその職務を行ふものとする。

10 会長及び委員の任期が満了したときは、当該会長及び委員は、後任者が任命されるまで引き

続きその職務を行ふものとする。

11 会長及び委員の任期が満了したときは、当該会長及び委員は、後任者が任命されるまで引き

続きその職務を行ふものとする。

12 会長及び委員の任期が満了したときは、当該会長及び委員は、後任者が任命されるまで引き

続きその職務を行ふものとする。

13 会長及び委員の任期が満了したときは、当該会長及び委員は、後任者が任命されるまで引き

続きその職務を行ふものとする。

官報(号外)

一 破産の宣告を受けたとき。	
二 禁錮以上の刑に処せられたとき。	
三 審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他会員若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。	
(罷免)	
第十七条 内閣は、会員又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その会員又は委員を罷免しなければならない。	
(服務)	
第十八条 会員及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	
2 会員及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。	
3 常勤の会員及び常勤の委員は、在任中、官利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、又は内閣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。	
(給与)	
第十九条 会員及び委員の給与は、別に法律で定める。	
(会議)	
第二十条 審査会は、会員が招集する。	
2 審査会は、会員及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。	
3 審査会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会員の決するところに	
4 会長に事故がある場合の第一項の規定の適用については、第十三条第四項に規定する委員は、会員みなす。	よる。
第廿一条 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。	
(事務局)	
2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。	
3 事務局長は、会員の命を受けて、局務を掌理する。	
4 審査会の事務に従事する者は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	
(調査の端緒に係る任命権者の報告)	
第二十二条 任命権者は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると想料するときは、その旨を審査会に報告しなければならない。	
(任命権者による調査)	
第二十三条 任命権者は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると想料して当該行為に関して調査を行おうとするときは、審査会にその旨を通知しなければならない。	
(任命権者による懲戒処分の概要の公表)	
第二十六条 任命権者は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行おうとするときは、あらかじめ、審査会の承認を得なければならない。	
(任命権者による懲戒処分の公表)	
第二十七条 任命権者は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行った場合において、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要なと認めるときは、当該懲戒処分の概要の公表第七条第一項の株取引等についての部分の公表を含む。以下同じ)をすることができる。	
2 審査会は、任命権者に対する調査の要求等	
3 任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、審査会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。	
(任命権者に対する調査の要求等)	
第二十八条 審査会は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると想料するときは、任命権者に対し、当該懲戒処分の概要の公表について意見述べることができる。	
(審査会による調査)	
第二十九条 審査会は、前条の調査の結果、任命権者において懲戒処分を行うことが適当であると思料するときは、任命権者に対し、懲戒処分を行なうべき旨の勧告をすることができる。	
2 任命権者は、前項の勧告に係る措置について、審査会に対し、報告しなければならない。	

(審査会による懲戒)

第三十条 審査会は、第二十八条の調査を経て、必要があると認めるときは、当該調査の対象となっている職員を懲戒手続に付することができること。

(調査終了及び懲戒処分の通知)

第三十一条 審査会は、第二十八条の調査を終了したとき又は前条の規定により懲戒処分を行ったときは、その旨及びその内容を任命権者に通知するものとする。

(審査会による懲戒処分の概要の公表)

第三十二条 審査会は、第三十条の規定により懲戒処分を行った場合において、職員の職務に係る倫理の保持を図るために特に必要があると認めるとときは、当該懲戒処分の概要の公表をすることができる。

(刑事裁判との関係の特例)

第三十三条 この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為に係る懲戒手続に関する国家公務員法第八十五条の規定の適用については、同条中「人事院」とあるのは、「国家公務員倫理審査会」とする。

(秘密を守る義務の特例)

第三十四条 審査会が行う調査に関する国家公務員法第二項の規定の適用については、同項中「人事院」とあるのは「国家公務員倫理審査会」と、「調査又は審理」とあるのは「調査」とする。

(関係行政機関に対する協力要求)

第三十五条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供その他必要な

協力を求めることができる。

(人事院規則制定の要求)

第二十六条 審査会は、その所掌する事務について、人事院に対し、案をそなえて、人事院規則の制定を求めることができる。

(人事院の報告聴取等)

第二十七条 人事院は、人事行政の公正の確保のために必要があると認めるときは、審査会に報告を求め、又はこれに対し意見述べることができる。

(人事院規則への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第五章 倫理監督官

第三十九条 職員の職務に係る倫理の保持を図るために、法律の規定に基づき内閣に置かれる各機関、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる各機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関並びに会計検査院(以下「行政機関」という。)に、それぞれ倫理監督官一人を置く。

2 倫理監督官は、その属する行政機関の職員に對しその職務に係る倫理の保持に關し必要な指導及び助言を行うとともに、審査会の指示に従い、当該行政機関の職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行う。

第六章 雜則

(教育公務員に関する特例)

第四十条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第一条第一項に規定する教育公務員のうち国立大学の学長、教員及び部局長並びに学校教育法(昭和二十一年法律第一十六号)第五十

八条第一項に規定する助手のうち国立大学に置かれる者(以下「特例教育公務員」という。)に係る第七条及び第八条の規定の適用については、「本省審議官級以上の職員」とあるのは、「国立大学の学長及び副学長(一般職給与法別表第九指定職俸給表四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるものに限る。)」とする。

2 第十一条第七号から第十号まで、第二十二条から第二十六条まで及び第二十八条から第三十条までの規定は、特例教育公務員には、適用しない。

3 審査会は、特例教育公務員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料する場合であつて、職員の職務に係る倫理の保持に關し特に必要があると認めるとときは、文部大臣を經由して、当該特例教育公務員が所属する大学の管理機関(学長、教員及び助手にあっては国立学校設置法(昭和二十四年法律第二百五十号)第七条の三に規定する評議会(評議会を置かない大学にあっては、教授会)をいい、部局長にあっては学長をいう。以下この条において同じ。)による調査を求めることができる。

4 前項の大学の管理機関は、同項の調査の結果について、文部大臣を經由して、審査会に報告しなければならない。

5 審査会は、前項の報告により、必要があると認めるときは、文部大臣を經由して、第三項の大学の管理機関による懲戒処分に関する教育公務員特例法第九条第一項に規定する審査を求めることができる。

6 特例教育公務員に対する第二十七条规定の

規定の適用については、「任命権者」とあるのは、「任命権者(任命権が国家公務員法第五十五条第二項の規定に基づき文部大臣から委任されている場合にあっては、文部大臣を經由して、任命権者)」とする。

7 第四章の規定は、国の經營する企業に勤務する職員には、適用しない。

8 (国の經營する企業に勤務する職員に關する特例)

9 第四十一条 第四章の規定は、国の經營する企業に勤務する職員の給与等に關する特例法の適用を受けた職員には、適用しない。

10 第四章の規定の適用を受ける国営企業労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号の職員に対する同法第四十条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第三条第二項から第四項まで、第三条の二」とあるのは「第三条第二項から第四項まで(職務に係る倫理の保持に關する事務を除く。)」、「第十七条、第十七条の二」とあるのは「第十七条(職員の職務に係る倫理の保持に關して行われるもの)を除く。」と、「第八十四条第二項、第八十四条の二」とあるのは「第八十四条第二項(国家公務員倫理法(平成十一年法律第二号)又はこれに基づく命令(同法第五条第三項の規定に基づく訓令を含む。)に違反する行為に關して行われるもの)を除く。」と、「第一百条第四項」とあるのは「第一百条第四項(第十七条の二の規定により権限の委任を受けた国家公務員倫理審査会が行う調査に係るもの)を除く。」とする。

11 (特殊法人等の講ずる施策等)

12 第四十二条 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務厅設置法(昭和五十八年法律第五十

官 報 (号外)

第七十九号)第四条第十一号の規定の適用を受けない法人を除く。)その他これらに準ずるものとして政令で定める法人のうち、その設立の根拠となる法律又は法人格を付与する法律において、役員、職員その他の当該法人の業務に従事する者を法令により公務に従事する者とみなすこととされ、かつ、政府の出資を受けているもの(以下「特殊法人等」という。)は、この法律の規定に基づく國の施策に準じて、特殊法人等の職員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるようにならなければならない。

2 各省各庁の長は、その所掌する特殊法人等に対し、前項の規定により特殊法人等が講ずる施策について、必要な監督を行なうことができる。

3 審査会は、各省各庁の長に対し、第一項の規定により特殊法人等が講ずる施策について、報告を求め、又は監督上必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(地方公共団体の講ずる施策)

第四十三条 地方公共団体は、この法律の規定に基づく國の施策に準じて、地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(この法律の所掌)

第四十四条 この法律に基づく職員の職務に係る倫理の保持に関する内閣総理大臣の所掌する事務は、第四条、第五条第四項、第十四条、第七条及び第十八条第三項に定める事務に関するもののほか、国家公務員倫理規程並びに第四十二条第一項及び次条の政令に関するものに限られるものとする。

2 前項に定めるもの及びこの法律中他の機関が

行つゝことされるもののはか、この法律に基づく職員の職務に係る倫理の保持に関する事務は、審査会の所掌に属するものとする。

(政令への委任)

第四十五条 この法律に定めるもののはか、この法律(第四章を除く。)の実施に関し必要な事項は、審査会の意見を聽いて、政令で定める。

(罰則)

第四十六条 第十八条第一項又は第二十一条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四章、第五章、第四十条第二項から第六項まで、第四十一条、附則第五条、附則第六条(国家公務員法第八十二条第一項第一号の改正規定に係る部分を除く。)、附則第七条から第九条まで及び附則第十二条の規定並びに附則第十条中裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)本則の改正規定、同法本則第一号の改正規定及び同法本則に一号を加える改正規定(国家公務員倫理法第十条から第十二条まで及び第二十二条から第三十九条までの規定に係る部分に限る。)

二 第二条第一項及び第四項、第八条、第四十二条第一項並びに附則第四条の規定 平成十二年一月一日

(経過措置)

第二条 第六条の規定は、この法律の施行の日以後に行なった株取引等について適用する。

第四条 第八条の規定は、平成十二年分以後の所得及び同年分以後の贈与税に係る贈与について適用する。

第五条 この法律の公布の日から平成十二年三月三十一日までの間ににおける第四十条第三項の規定の適用については、同項中「学長、教員及び助手にあっては国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第七条の三に規定する評議会(評議会を置かない大学にあっては、教授会)をいい、部局長にあっては学長をいう」とあるの十二条において準用する場合を含む。)に規定する大学管理機関をいい、同法第二十五条第一項第二号の規定により読み替えられたものを含む」とする。

第六条 国家公務員法の一部を次のように改正す

る。

第三条第二項中「苦情の処理」の下に、「職務に係る倫理の保持」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(国家公務員倫理審査会)

第三条第二項の所掌事務のうち職務に係る倫理の保持に関する事務を所掌させるため、人事院に国家公務員倫理審査会を置く。

国家公務員倫理審査会に関するては、この法

律に定めるもののはか、国家公務員倫理法(平成十一年法律第 号)の定めるところによる。

第十七条次の三項を加える。

人事院は、第一項の調査(職員の職務に係る倫理の保持に関する事務に係るものに限る。)に關し必要があると認めるときは、当該調査の対象である職員に出頭を求めて質問し、又は同項の規定により指名された者に、当該職員の勤務する場所(職員として勤務していた場所を含む。)に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十七条の次に次の二条を加える。

(国家公務員倫理審査会への権限の委任)

第十七条の二 人事院は、前条の規定による権限(職員の職務に係る倫理の保持に関する事務に係るものに限り、かつ、第九十条第一項に規定する不服申立てに係るものと除く。)を国家公務員倫理審査会に委任する。

第八十二条第一項第一号中「又はこの法律に基づく命令」を「若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令(国家公務員倫理法第五条第二項の規定に基づく訓令を含む。)に改める。」

第三条第二項の所掌事務のうち職務に係る倫理の保持に関する事務を所掌させるため、人事院に国家公務員倫理審査会を置く。

官 報 (号 外)

平成十一年八月九日 参議院会議録第四十二号

投票者氏名

平田	林	芳正君
眞鍋	耕二君	
村上	哲朗君	
水島	裕君	
松村	龍君	
矢野	次夫君	
山崎	正昭君	
森田	一太君	
吉川	芳男君	
若林	正俊君	
朝日	俊弘君	
足立	良平君	
石田	美栄君	
江田	昭君	
今泉	五月君	
北澤	俊美君	
郡司	彰君	
岡崎	トミ子君	
川橋	幸子君	
小川	勝也君	
櫻井	充君	
佐藤	雄平君	
輿石	東君	
高嶋	良充君	
谷林	正昭君	
角田	義一君	
内藤	正光君	
長谷川	清君	
広中和歌子君		

日出	保坂	松谷蒼一郎君	溝手	三浦	一水君	顯正君	英輔君	三藏君
溝手	森下	博之君	山内	俊夫君	山下	善彦君	依田	吉村剛太郎君
三浦	森山	裕君	山下	俊夫君	脇	雅史君	依田	智治君
一水君	山内	俊夫君	善彦君	善彦君	小川	敏夫君	吉村剛太郎君	浅尾慶一郎君
顯正君	山下	善彦君	依田	依田	勝木	健司君	脇	基隆君
英輔君	博之君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	木俣	佳丈君	雅史君	基隆君
三藏君	依田	智治君	浅尾慶一郎君	浅尾慶一郎君	久保	亘君	脇	徹君
					小山	元君	今井	澄君
					佐藤	峰男君	海野	徹君
					千葉	泰介君	江本	孟紀君
					竹村	勤君	小川	敏夫君
					笠野	貞子君	佐藤	敏夫君
					佐藤	景子君	千葉	泰介君
					寺崎	昭久君	平田	健二君
					直嶋	正行君	福山	哲郎君

藤井	本田	良一君	俊男君
松崎	松崎	俊久君	
峰崎	峰崎	直樹君	
篠瀬	篠瀬	進君	
山下八洲	山下八洲	夫君	
和田	和田	洋子君	
荒木	荒木	清寛君	
海野	海野	義孝君	
加藤	加藤	修一君	
木庭健太郎	木庭健太郎	君	
白浜	白浜	一良君	
但馬	但馬	久美君	
鶴岡	鶴岡	洋君	
浜四津敏子	浜四津敏子	君	
益田	益田	洋介君	
森本	森本	見司君	
弘友	弘友	和夫君	
山本	山本	保君	
大渕	大渕	絹子君	
照屋	照屋	寛徳君	
清水	清水	澄子君	
村沢	村沢	貞雄君	
潤上	潤上	昭君	
田村	田村	牧君	
月原	月原	清君	
星野	星野	秀昭君	
戸田	戸田	邦司君	
阿曾田	阿曾田	茂皓君	
入澤	入澤	馨君	

前川	忠夫君	松田	岩夫君	本岡	昭次君
鶴保	滿治君	柳田	稔君	円	より子君
高橋	魚住裕一郎君	吉田	之久君		
平野	大森	大森	礼子君		
渡辺	風間	風間	祐君		
	澤	澤	たまき君		
	高野	高野	博師君		
	統	浜田	卓二郎君		
	訓弘	笠	勝之君		
谷本	福本	福本	潤一君		
谷本	松	松	あきら君		
谷本	山下	山下	栄一君		
谷本	渡辺	大脳	孝男君		
谷本	日下部	日下部	信也君		
谷本	喜代子君	喜代子君			
谷本	巍君	瑞穂君			
谷本	福島	千景君			
谷本	三重野	信也君			
谷本	泉子君				

成者氏名	院提出	対者氏名
岩本 荘太君		椎名 泰夫君
田名部匡省君		山崎 松岡滿壽男君
島袋 宗康君		山崎 力君
菅野 久光君		
阿部 幸代君		
池田 幹幸君		
岩佐 恵美君		
大沢 長辰君		
小池 祀君		
須藤美也子君		
富樫 練三君		
橋本 敦君		
八田ひろ子君		
筆坂 秀世君		
山下 芳生君		
吉川 春子君		
河南 一成君		
青木 幹雄君		
井上 吉夫君		
石渡 清元君		
岩井 國臣君		
岩瀬 良三君		
岩井 光弘君		

奥村	菅川	堂本	水野	佐藤	西川	中村
展三君	健二君	暁子君	誠一君	道夫君	きよし君	敦夫君
井上	市田	忠義君	緒方	靖夫君	亮君	親司君
美代君	立木	洋君	笠井	亮君	洋君	立木
	西山登紀子君		吉岡	君枝君	君枝君	吉岡
	林		宮本	岳志君	紀子君	吉典君
	有馬		吉岡		吉典君	
阿部	石井					
正俊君	道子君					
有馬						
朗人君						
市川						
岩城						
岩永						
光革君						
浩美君						
上野						
公成君						

服部三男義君	長谷川道郎君	越前守	吉宏君	爽君	基君	西田	野間	長峯	中原	中島	常田	武見	田村	田浦	鈴木	正孝君	直君	昭郎君	佐藤	鴻池	国井	久世	岸	河本	亀井	邦茂君	郁夫君	英典君	宏一君	公堯君	正幸君	祥肇君	清水嘉与子君	斎藤滋宣君	孝雄君	末広まさこ君	正孝君	幸	片山虎之助君	金本邦茂君	片山虎之助君	太田豊秋君	大島慶久君	岡野加納時男君
--------	--------	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----	-----	----	----	----	----	---	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--------	-------	-----	--------	-----	---	--------	-------	--------	-------	-------	---------

尾辻 秀久君 大野つや子君 畠岡 利定君 加藤 紀文君
狩野 安君 景山俊太郎君 金田 勝年君
木村 仁君 鎌田 要人君 亀谷 博昭君
北岡 秀二君 久野 恒一君 小山 孝雄君
佐藤 泰三君 坂野 重信君 佐々木知子君
塩崎 恭久君 鈴木 政二君 須藤良太郎君
田中 直紀君 谷川 秀善君 中川 義雄君
竹山 裕君 中曾根弘文君 仲道 俊哉君
成瀬 守重君 野沢 太三君 南野知恵子君
橋本 聖子君 林 煙 惠君 芳正君

官 報 (号 外)

平成十一年八月九日 參議院会議録第四十二号

投票者氏名

平成十一年八月九日 參議院会議録第四十三号

投票者氏名

岡野	加納	鹿熊	時男君
保坂	片山虎之助君	安正君	
駒	釜本	金井	
日出	邦茂君	久世	
三藏君	魯井	国井	正幸君
松谷齋一郎君	河本	鴻池	公義君
	佐藤	昭郎君	宏一君
	斎藤	祥齋君	英典君
	鈴木	滋宣君	
	田浦	清水嘉与子君	
	田村	孝雄君	
	武見	末広まさき君	
	常田	陣内	
	西田	孝雄君	
	野間	敬三君	
	長峯	田中	
	吉宏君	中原	
	基君	島	
	爽君	真人君	
	赴君	享詳君	
	長谷川道郎君	三男君	
	浩君	三男君	
	英輔君	三男君	
		三男君	

寺野	加藤	景山俊太郎君
	紀文君	勝年君
松村	安君	要人君
龍一君	博昭君	久野恒一君
松村	仁君	小山孝雄君
真鍋賢一君	秀二君	佐々木知子君
平田耕一君	泰三君	佐藤泰三君
林芳正君	坂野重信君	坂野恭久君
橋本聖子君	塙崎恭久君	須藤良太郎君
煙惠君	世耕弘成君	鈴木政二君
南野知恵子君	田中直紀君	中曾根弘文君
野沢太三君	竹山裕君	中川義雄君
松村龍一君	谷川秀善君	仲道俊哉君
	成瀬守重君	成瀬俊哉君
	守重君	守重君

三浦	溝手	一水君
森下	山下	顯正君
森山	山内	博之君
脇	俊夫君	裕君
雅史君	依田	智治君
清寛君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君
義孝君	加藤	修一君
木庭健太郎君	木庭健太郎君	白浜
一良君	但馬	久美君
浜四津敏子君	鶴岡	洋君
弘友	和夫君	益田
阿部	幸代君	森本
池田	幹幸君	山本
岩佐	恵美君	保君
大沢	辰美君	
小池	晃君	
須藤美也子君		
富樫	練三君	
橋本	敦君	
八田ひろ子君		
筆坂	秀世君	
山下	芳生君	

国旗及び国歌に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

吉川	春子君	大脇	雅子君	日下部禪代子君
谷本	巍君	田	英夫君	
渕上	貞雄君	村沢	牧君	
阿曾田	清君	入澤	肇君	
田村	秀昭君	月原	茂皓君	
戸田	邦司君	星野	朋市君	
奥村	展三君	松岡滿壽男君	力君	
菅川	健二君	山崎	島袋	宗康君
中村	敦夫君	大島	岩瀬	青木
上杉	清元君	井上	吉夫君	幹雄君
石渡	國臣君	岩井	良三君	光弘君
大島	慶久君	海老原義彦君	光弘君	

大淵 梶原 敬義君
清水 澄子君
照屋 寛徳君
山本 瑞穂君
三重野 栄子君
扇 信也君
高橋 令則君
鶴保 康介君
平野 貞夫君
渡辺 秀央君
椎名 素夫君
田名部 匡省君
水野 誠一君
佐藤 道夫君
西川 きよし君
上野 公成君
岩城 光英君
石井 道子君
市川 一朗君
阿部 正俊君
有馬 朗人君
尾辻 秀久君
大野 つや子君

太田	豊秋君	岡野	裕君
加納	時男君	鹿熊	安正君
釜本	邦茂君	片山虎之助君	
龜井	郁夫君		
河本	英典君		
岸	宏一君		
久世	公堯君		
国井	正幸君		
鴻池	祥肇君		
佐藤	昭郎君		
斎藤	滋宣君		
清水嘉与子君			
陣内	孝雄君		
末広まさご君			
鈴木	正孝君		
田浦	直君		
田村			
武見	敬三君		
中原	常田		
中島	公平君		
長峯	基君		
西田	爽君		
野間	吉宏君		
長谷川道郎君			
日出	英輔君		
保坂	浩君		
服部	三男雄君		
馳			
三藏君			

岡	利定君
加藤	紀文君
狩野	安君
景山俊太郎君	
金田	勝年君
鎌田	要人君
木村	仁君
魯谷	博昭君
北岡	秀二君
久野	恒二君
小山	孝雄君
佐々木知子君	
坂野	重信君
塙崎	恭久君
須藤良太郎君	
佐藤	泰三君
佐々木知子君	
坂野	重信君
塙崎	恭久君
世耕	弘成君
鈴木	政二君
田中	直紀君
竹山	裕君
谷川	秀善君
中川	義雄君
中曾根	弘文君
仲道	俊哉君
成瀬	守重君
野沢	太三君
南野知恵子君	
橋本	聖子君
林	畑
平田	芳正君
耕一君	惠君
賢君	

官 報 (号 外)

平成十一年八月九日 參議院会議録第四十三号

投票者氏名

矢野	山崎	山本	正昭君	哲朗君
築瀬	吉川	一太君		
峰崎	若林	足立	芳男君	
松崎	吉川	朝日	正俊君	
松前	吉川	石田	良平君	
達郎君	吉川	今泉	俊弘君	
進君	吉川	江田	美栄君	
山下八洲夫君	吉川	小川	昭君	
	岡崎トミ子君	川橋	勝也君	
	幸子君	北澤	俊美君	
	郡司	川橋	彰君	
	高嶋	佐藤	雄平君	
	櫻井	奥石	東君	
	良充君	小宮山洋子君		
	谷林	角田		
	正昭君	義一君		
	内藤	正光君		
	長谷川	清君		
	廣中和歌子君			
	藤井	俊男君		
	本田	良一君		
	良一君			
	俊久君			
	達郎君			
	直樹君			
	進君			

山内	俊夫君	山下	善彦君
依田	智治君	吉村剛太郎君	脇 雅史君
伊藤	基隆君	浅尾慶一郎君	脇
今井	澄君	海野	雅史君
江本	孟紀君	小川	敏夫君
勝木	健司君	木俣	久保
木俣	佳丈君	小山	峰男君
久保	亘君	佐藤	泰介君
木俣	亘君	齋藤	勤君
久保	元君	篠野	貞子君
木俣	元君	竹村	泰子君
久保	元君	千葉	景子君
木俣	元君	寺崎	昭久君
久保	元君	平田	正行君
木俣	元君	直嶋	健二君
久保	元君	堀	哲郎君
木俣	元君	福山	利和君
久保	元君	平田	忠夫君
木俣	元君	松田	岩夫君
久保	元君	円	より子君
吉田	之久君	柳田	稔君
吉田	昭次君	吉田	善彦君

和田	荒木	洋子君
海野	清寛君	
加藤	義孝君	
木庭健太郎君	一良君	
但馬	久美君	
鶴岡	洋君	
浜四津敏子君		
弘友	和夫君	
益田	洋介君	
森本	晃司君	
山本	保君	
阿部	幸代君	
池田	幹幸君	
岩佐	惠美君	
大沢	辰美君	
小池	晃君	
須藤美也子君		
橋本	練三君	
富樫	教君	
筆坂	秀世君	
八田	ひろ子君	
山下	芳生君	
吉川	春子君	
大脇	雅子君	
日下部謙代子君		
谷本	巍君	
田	英夫君	
山上	貞経君	
泉	信也君	

萬科 漢治君
魚住裕一郎君
大森 礼子君
風間 視君
沢 たまき君
高野 博師君
統 訓弘君
浜田卓一郎君
日笠 勝之君
福本 潤一君
松 あきら君
山下 栄一君
渡辺 孝男君
井上 美代君
市田 忠義君
笠井 亮君
小泉 親司君
立木 洋君
西山登紀子君
畑野 君枝君
林 紀子君
宮本 岳志君
吉岡 吉典君
大瀬 絹子君
梶原 敬義君
清水 澄子君
照屋 寛徳君
福島 瑞穂君
三重野栄子君
阿曾田 清君
肇君

反対者氏名

國家公務員倫理法案(衆議院提出
贊成者氏名

二四二名

名

高橋 令則君
鶴保 庸介君
平野 貞夫君
渡辺 秀央君
奥村 展三君
菅川 健一君
松岡満壽男君
佐藤 道夫君
西川きよし君
中村 敦夫君

河本	郁夫君	龜井	英典君
岸	宏一君	久世	一
国井	鴻池	佐藤	昭郎君
池内	清木嘉子君	斎藤	正幸君
陣内	孝雄君	滋宣君	公堯君
末広まき	正孝君	田浦	祥寧君
木	鈴木	田村	昭郎君
田浦	武見	常田	正幸君
田村	敬三君	中島	英典君
大	直君	中原	英典君
田村	公平君	西田	英典君
大	享詳君	吉宏君	英典君
田村	真人君	基君	英典君
大	爽君	趙君	英典君
田村	長谷川道郎君	駒	浩君
大	野間	服部	三英雄君
田村	長峯	日出	英輔君
大	中原	森田	次夫君
田村	中島	矢野	哲朗君
大	西田	上村	正邦君
田村	吉宏君	大	一水君
大	爽君	保坂	三藏君
田村	長谷川道郎君	松谷	着一郎君
大	野間	日出	英輔君
田村	長峯	森田	次夫君
大	中原	矢野	哲朗君
田村	中島	山崎	正昭君

龜谷 木村 博昭君
北岡 仁君
秀二君
久野 恒一君
小山 孝雄君
佐々木知子君
佐藤 泰三君
坂野 重信君
塙崎 恭久君
須藤良太郎君
鈴木 政三君
世耕 弘成君
田中 直紀君
竹山 裕君
谷川 秀善君
中川 義雄君
中曾根 弘文君
仲道 俊哉君
成瀬 守重君
野沢 太三君
橋本 國子君
南野 知惠子君
林 芳正君
平田 耕一君
真鍋 賢二君
森下 龍二君
溝手 顯正君
松村 博之君
山内 優夫君
山下 裕君
善彦君

官 報 (号外)

平成十一年八月九日 参議院会議録第四十三号

投票者氏名

山本	吉川	若林	芳男君	一大君
足立	朝日	俊弘君	正俊君	
石田	今泉	美栄君	良平君	
小川	江田	勝也君	正俊君	
岡崎	小川	トミ子君	良平君	
川橋	川橋	幸子君	正俊君	
北澤	北澤	雄平君	正俊君	
郡司	郡司	彰君	正俊君	
小宮山	小宮山	洋子君	正俊君	
奥石	高嶋	充君	正俊君	
佐藤	佐藤	東君	正俊君	
櫻井	角田	義一君	正昭君	
谷林	内藤	正光君	正昭君	
長谷川	長谷川	清君	正昭君	
本田	本田	良一君	正昭君	
松崎	松崎	俊久君	正昭君	
峰崎	峰崎	達郎君	正昭君	
和田	和田	洋子君	清貴君	
荒木	荒木	清貴君	進君	

依田	吉村	智治君	太郎君	脇	吉村	雅史君	浅尾慶一郎君	基隆君
智治君	剛	太郎君	正俊君	雅史君	伊藤	澄君	一郎君	隆君
					今井			
					海野			
					江本			
					小川			
					勝木			
					木俣			
					久保			
					小林			
					峰			
					孟紀君			
					敏夫君			
					健司君			
					佳文君			
					直			
					泰介君			
					元君			
					峰			
					景子君			
					泰子君			
					貞子君			
					益田			
					洋介君			
					弘友			
					和夫君			
					浜			
					四津敏子君			
					鶴岡			
					洋君			
					但馬			
					久美君			
					白浜			
					一良君			
					海野			
					義孝君			
					加藤			
					修一君			
					木庭健太郎君			
					白浜			
					一良君			
					澤			
					たまき君			
					大森			
					礼子君			
					風間			
					昶君			
					高野			
					博師君			
					高野			
					勝之君			
					統			
					訓弘君			
					浜田卓二郎君			
					日笠			
					福本			
					潤一君			
					松			
					あきら君			
					山下			
					栄一君			
					渡辺			
					孝男君			
					市田			
					忠義君			
					立木			
					洋君			
					笠井			
					靖夫君			
					小泉			
					親司君			
					西山登紀子君			
					君枝君			
					紀子君			
					岳志君			
					吉岡			
					宮本			
					大渕			
					絹子君			
					吉典君			
					君枝君			
					絆			
					田			
					谷			
					本			
					上			
					渕			
					正和君			
					英夫君			
					春子君			
					雅子君			
					芳生君			
					山			
					吉川			
					大脇			
					秀世君			
					日下部			
					代子君			
					巍君			
					正和君			
					千景君			
					信也君			
					正和君			
					茂昭君			
					秀昭君			
					阿曾田			
					入澤			
					田村			
					原			
					茂昭君			
					清君			
					瑞穂君			
					三重野			
					栄子君			
					君枝君			
					絆			
					田			
					谷			
					本			
					上			
					渕			
					正和君			
					英夫君			
					春子君			
					雅子君			
					芳生君			
					山			
					吉川			
					大脇			
					秀世君			
					日下部			
					代子君			
					巍君			
					正和君			
					千景君			
					信也君			
					正和君			
					茂昭君			
					清君			
					瑞穂君			
					三重野			
					栄子君			
					君枝君			
					絆			
					田			
					谷			
					本			
					上			
					渕			
					正和君			
					英夫君			
					春子君			
					雅子君			
					芳生君			
					山			
					吉川			
					大脇			
					秀世君			
					日下部			
					代子君			
					巍君			
					正和君			
					千景君			
					信也君			
					正和君			
					茂昭君			
					清君			
					瑞穂君			
					三重野			
					栄子君			
					君枝君			
					絆			
					田			
					谷			
					本			
					上			
					渕			
					正和君			
					英夫君			
					春子君			
					雅子君			
					芳生君			
					山			
					吉川			
					大脇			
					秀世君			
					日下部			
					代子君			
					巍君			
					正和君			
					千景君			
					信也君			
					正和君			
					茂昭君			
					清君			
					瑞穂君			
					三重野			
					栄子君			
					君枝君			
					絆			
					田			
					谷			
					本			
					上			
					渕			
					正和君			
					英夫君			
					春子君			
					雅子君			
					芳生君			
					山			
					吉川			
					大脇			
					秀世君			
					日下部			
					代子君			
					巍君			
					正和君			
					千景君			
					信也君			
					正和君			
					茂昭君			
					清君			
					瑞穂君			
					三重野			
					栄子君			
					君枝君			
					絆			
					田			
					谷			
					本			
					上			
					渕			
					正和君			

官 報 (号 外)

平成十一年八月九日 参議院会議録第四十三号

第明治
三
種
郵
便
物
誌
可日

四八

発行所
二東京一 番四部〇〇 大四部五 号港五 藏省印 刷局
虎ノ門四 二丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
本体 二二〇円